

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド	アジア通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド	高金利通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド	ブラジルレアルコース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド	米ドルコース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド	日本円コース

追加型投信 / 海外 / 債券

投資信託説明書（請求目論見書）

2023年11月10日



SOMPOアセットマネジメント株式会社

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

- 「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を 2023 年 11 月 9 日に関東財務局長に提出し、2023 年 11 月 10 日にその効力が発生しております。
- この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
- 「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」の基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
- 「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」は、主に海外の公社債等に投資する投資信託証券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、為替相場の変動等の影響、金利の変動等による組入れ債券の値動きにより上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、当該投資信託証券が組入れた公社債等および債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

有価証券届出書提出日	： 2023年11月9日
発行者名	： SOMP Oアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長 小嶋 信弘
本店の所在の場所	： 東京都中央区日本橋二丁目 2 番 16 号
届出の対象とした募集（売出）	： りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称	通貨コース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利 通貨コース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジ ルレアルコース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドル コース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円 コース (上記を総称して「りそなアジア・ハイ・イールド債 券ファンド」ということがあります。)
届出の対象とした募集（売出）	： 募集額 各3,000億円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額	
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。

ご投資家のみなさまへ

ファンドは、アジア企業が米ドル等の外貨建てで発行する、主としてB B格以下の格付けの債券に投資します。信用力はB B B格以上の債券より劣りますが、その対価としての高利回りと、アジアの高成長を背景とした信用力向上による債券価格の安定推移が期待できます。アジア債券運用の豊富な経験を有するシンガポールの運用会社が、投資先を選別して運用します。

通貨に関しては、為替ヘッジを行わない米ドルコース、為替ヘッジを行う日本円コースに加えて、為替取引により金利差収入と各通貨の為替差益を期待する3コース(アジア通貨・高金利通貨・ブラジルレアル)を含む5つからお選びいただきます。日本円コースを除き、米ドルや各通貨が下落する場合のリスクをご負担いただきます。

S O M P Oアセットマネジメント

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

(以下、上記を総称して「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」または総称してあるいは個別に「ファンド」ということがあります。)

なお、ファンドの名称について、以下の略称にて表記することができます。

ファンドの名称	略称
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース	アジア通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース	高金利通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース	ブラジルリアルコース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース	米ドルコース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース	日本円コース

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSOMP Oアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて、3,000 億円を上限とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれていません。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日※¹の翌営業日の基準価額※²とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

※ 1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取

扱いは行われます。ただし、シンガポールの銀行休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

※2 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができますか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

S O M P O A セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

※分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

販売会社によっては、ファンド間のスイッチング（あるファンドの換金による手取額をもって、他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。以下同じ。）の取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、申込時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間 2023年11月10日から2024年5月10日までです。

※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

■委託会社の照会先

S O M P O A セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって

異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

ありません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドは、投資信託証券を通じてインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金 3,000 億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定めるファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表（ファンド共通）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義（ファンド共通）>

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

アジア通貨コース、高金利通貨コース、ブラジルレアルコース、米ドルコース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（ ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回	アジア		
		オセアニア		

一般	(毎月)	中南米		
公債	日々	アフリカ		
社債	その他 ()	中近東 (中東)		
その他債券		エマージング		
クレジット属性 ()				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (低格付債)))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

日本円コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回	アジア		
一般	(毎月)	オセアニア		
公債	日々	中南米		
社債	その他 ()	アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (低格付債)))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分の定義（ファンド共通）>

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債(低格付債)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、債券のうち社債(低格付債)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 12 回	目論見書又は信託約款において、年 12 回(毎月) 決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<ファンドの特色>



ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

ファンドの特色

1

日本を除くアジア(オセアニアを含む)^{*1}のハイ・イールド債券(米ドル建て等)^{*2}を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

※1 「中国・香港・インドネシア・インド・韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・台湾・オーストラリア等」が主な投資対象国となります。

※2 ハイ・イールド債券とは、格付機関によってB B格以下に格付される債券を表します。信用力が低いため、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- 各ファンドは、「日興 アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」、「ライオン アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」および「マネーブールマザーファンド」を主要投資対象とします。
- 原則として、「日興 アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。
- 「日興 アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- 「日興 アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」は日興アセットマネジメント アジア リミテッドが、「ライオン アジア・ハイ・イールド・ポンド・ファンド」はライオングローバルインベスターズがそれぞれ運用を行います。

日興アセットマネジメント アジア リミテッドについて

シンガポールを本拠地とする日興アセットマネジメント アジア リミテッドは、シンガポール及び東南アジアにおいて長年の資産運用実績を持っています。

ライオングローバルインベスターについて

シンガポールの大手銀行であるOCBCグループの一員として1986年に設立された、アジア株式および債券の運用に特化したシンガポールの運用会社です。

※ 各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲«主要投資対象の投資信託証券の概要»をご覧ください。
また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2

為替取引の異なる5コース(アジア通貨コース、高金利通貨コース、
ブラジルレアルコース、米ドルコース、日本円コース)があります。

- 各ファンド(米ドルコースを除きます。)が主要投資対象とする外国投資信託では、それぞれ異なる為替取引(原則として、米ドル等売り／対象通貨買い)を行います。

アジア通貨コース	アジア通貨(インド・ルピー、インドネシア・ルピア、オーストラリア・ドルに原則均等配分)で為替取引を行います。 投資候補通貨:インド・ルピー、インドネシア・ルピア、フィリピン・ペソ、韓国・ウォン、マレーシア・リンギ、オーストラリア・ドル
高金利通貨コース	高金利通貨(ブラジル・レアル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドに原則均等配分)で為替取引を行います。 投資候補通貨:ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル、南アフリカ・ランド
ブラジルレアルコース	ブラジル・レアルで為替取引を行います。
米ドルコース	原則として対円での為替ヘッジを行いません。
日本円コース	原則として対円での為替ヘッジを行います。

※ アジア通貨コース及び高金利通貨コースの通貨構成に関しては、投資候補通貨の流動性・金利状況などを総合的に勘案して、定期的に見直しを行います。上記の投資候補通貨及び通貨構成は2023年8月末におけるものであり、今後変更となる可能性があります。なお、通貨構成は必ずしも相対的に金利の高い上位通貨から選定されるとは限りません。

3

原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

決算期毎にインカム収入[※]を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※ インカム収入とは、債券の利子収入、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)収入等をいいます。

- ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。
- 投資対象資産や為替の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払わると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



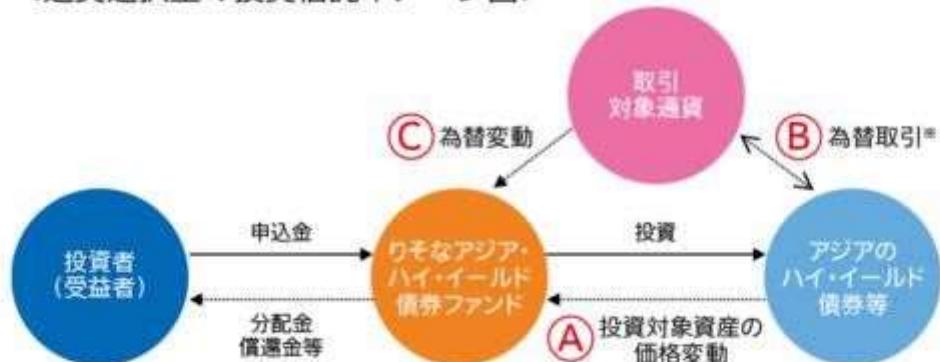
普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

＜通貨選択型の投資信託イメージ図＞



※ 取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

	(A)	(B)	(C)
収益の源泉	$\text{収益の源泉} = \text{アジアのハイ・イールド債券等の利子収入、値上がり/値下がり} + \text{為替取引によるプレミアム/コスト} <\text{米ドルコースを除く}> + \text{為替差益/差損} <\text{日本円コースを除く}>$		
収益を得られるケース	<p>インカム</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子収入の受取り <p>債券価格の上昇</p> <ul style="list-style-type: none"> 金利の低下 	<ul style="list-style-type: none"> プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 <p>$\left[\begin{array}{c} \text{取引対象通貨} \\ \text{の短期金利} \end{array} > \begin{array}{c} \text{米ドル等の} \\ \text{短期金利} \end{array} \right]$</p>	<p>為替差益の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨高
損失やコストが発生するケース	<p>債券価格の下落</p> <ul style="list-style-type: none"> 金利の上昇 発行体の信用状況の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> コスト(金利差相当分の費用)の発生 <p>$\left[\begin{array}{c} \text{取引対象通貨} \\ \text{の短期金利} \end{array} < \begin{array}{c} \text{米ドル等の} \\ \text{短期金利} \end{array} \right]$</p>	<p>為替差損の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨安

※ 日本円コース: (B)「為替取引によるプレミアム/コスト」を、日本円コースでは、「為替ヘッジ(米ドル等売り/円買い)によるプレミアム/コスト」といいます。

◎為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※ 米ドルコース: (C)原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、米ドル等の対円での為替変動の影響を受けます。

(2) 【ファンダの沿革】

2011年9月30日 アジア通貨コース、高金利通貨コース、ブラジルレアルコース、日本円

(3) 【ファンドの仕組み】

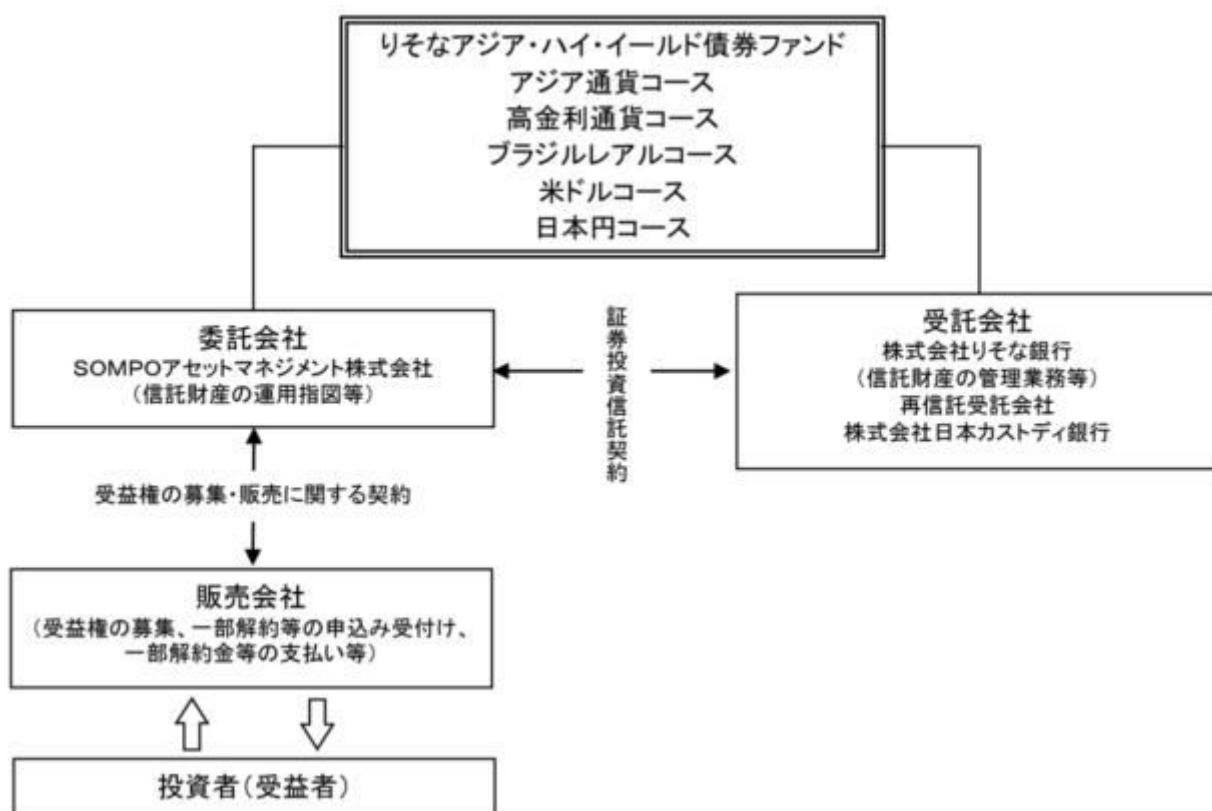
① ファンドの仕組み

ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。

ファンド共通

(注) 以下、図表中※1、※2については、下表よりファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。

※1	アジア通貨 コース	高金利通貨 コース	ブラジルレアル コース	米ドル コース	日本円 コース
※2	クラス4	クラス3	クラス2	クラス5	クラス1

ファンドの関係法人図

② ファンドの関係法人

(i) 委託会社または委託者：SOMPOアセットマネジメント株式会社

ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

(ii) 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

(iii) 受託会社または受託者：株式会社りそな銀行

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などをを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

③ 委託会社等の概況

(i) 資本金の額 1,550 百万円 (2023 年 8 月末現在)

(ii) 委託会社の沿革

1986 年 2 月 25 日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987 年 2 月 20 日	投資顧問業の登録
1987 年 9 月 9 日	投資一任業務の認可取得
1991 年 6 月 1 日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998 年 1 月 1 日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998 年 3 月 3 日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998 年 3 月 31 日	証券投資信託委託業の免許取得
2002 年 7 月 1 日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007 年 9 月 30 日	金融商品取引業者として登録
2010 年 10 月 1 日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020 年 4 月 1 日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

(iii) 大株主の状況 (2023 年 8 月末現在)

名称	住所（所在地）	所有株式数（株）	持株比率（%）
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号	24,085	100.0

2 【投資方針】

ファンド共通

(注) 以下、■については、下表よりファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。

ファンド	アジア通貨 コース	高金利通貨 コース	ブラジルレアル コース	米ドル コース	日本円コース
■にあてはめる 語句	クラス 4	クラス 3	クラス 2	クラス 5	クラス 1

(1) 【投資方針】

a. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

b. 運用方針

① 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

- (i) 主として「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」および「マネープールマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- (ii) 原則として、「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」への投資比率は高位を維持することを基本とします。「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- (iii) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなつた場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (iv) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (v) 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

※ファンドの運用目標を達成するため、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■」および「マネーブールマザーファンド」を選定しました。

(2) 【投資対象】

- ① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (i) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

- ② 委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券※（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

※別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■

外国籍投資信託 Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド■

親投資信託 マネープールマザーファンド

③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド クラス5／クラス4／クラス3／クラス2／クラス1)			
形 態	ケイマン籍外国投資信託(円建て) ①主として、アジア地域の米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資します。 ②原則として以下の通貨で為替取引(対米ドル等)を行います(クラス5を除きます。)。			
運用の基本方針	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③投資信託証券への投資は行いません。 <有価証券の発行者等に関するエクスポージャー> 1発行体10%以内 <取引の相手方に対するエクスポージャー> 評価益ベースで10%以内			
決 算 日	毎年12月31日	純資産総額に対して年率0.77%		
信 託 報 酬 等	※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。			
申込・解約手数料	ありません。			
投 資 顧 問 会 社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド			
名 称	ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド クラス5／クラス4／クラス3／クラス2／クラス1)			
形 態	ケイマン籍外国投資信託(円建て) ①主として、アジア地域の米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資します。 ②原則として以下の通貨で為替取引(対米ドル等)を行います(クラス5を除きます。)。			
運用の基本方針	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③投資信託証券への投資は行いません。 <有価証券の発行者等に関するエクspoージャー> 1発行体10%以内 <取引の相手方に対するエクspoージャー> 評価益ベースで10%以内	アシア・オセアニア クラス4	ブラジルレアル クラス2	高金利通貨 クラス3 日本円 クラス1
決 算 日	毎年12月31日	純資産総額に対して年率0.77%		
信 託 報 酬 等	※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。			
申込・解約手数料	ありません。			
投 資 顧 問 会 社	ライオングローバルインベスター			

名 称	マネーブールマザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券)に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。 ・株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
主 な 投 資 制 限	
設 定 日	2011年9月30日
信 託 期 間	無期限
決 算 日	原則として、毎年8月10日
信 託 報 酬 等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委 託 会 社	S O M P O アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	株式会社りそな銀行

※各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

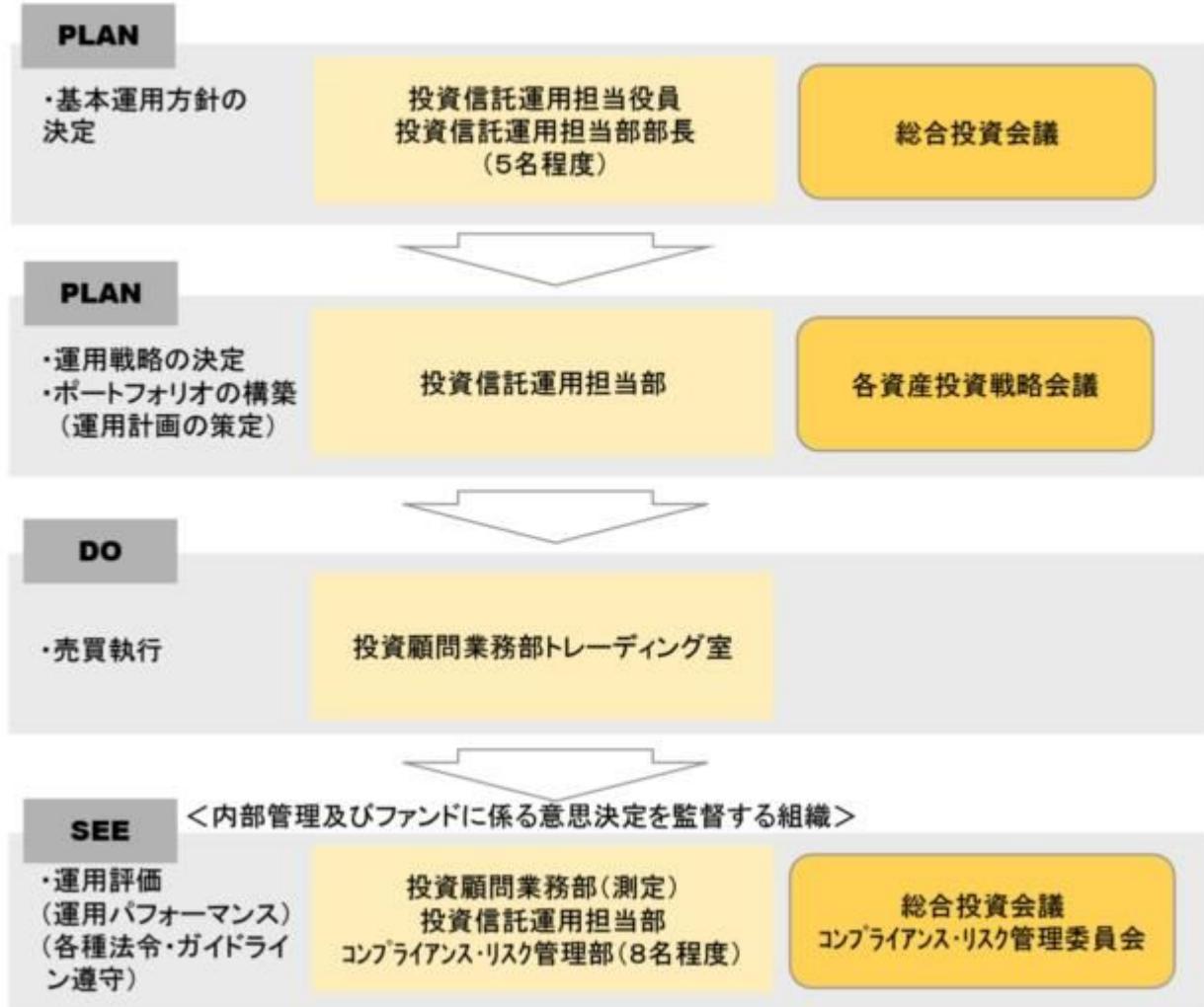
(運用体制)

- ①総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ②各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
- ③各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ④運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



※2023年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則毎月 10 日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a. ファンドの信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる

場合には、制約があります。

⑥ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧ 資金の借入れ

(i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(iii) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨ 受託会社による資金の立替え

(i) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ii) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

(iii) 前記 (i)、(ii) の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3 【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<ファンドの投資にかかるリスク>

①価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

③流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

④為替変動リスク

各ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、各ファンドへの投資には為替変動リスク（為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスク）が伴います。なお、各ファンドの為替変動リスクは以下の通りです。

アジア通貨コース／高金利通貨コース／ブラジルレアルコース

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産（以下、投資対象資産といいます。）へ投資し、原則として各ファンドでは対象通貨に対する為替取引（米ドル等売り／対象通貨買い）を行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動による影響を大きく受けます。また、投資対象資産を対象通貨で完全に排除することができないため、投資対象資産の米ドル等発行通貨の為替変動による影響を受ける場合があります。

なお、対象通貨の金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替取引コストとなります。

なお、一部の対象通貨については、直物為替先渡取引（N D F）※を利用する場合があります。

N D Fの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引（N D F）とは、規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

米ドルコース

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

日本円コース

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産（以下、投資対象資

産といいます。)へ投資し、原則として対円で為替ヘッジ(米ドル等売り／円買い)を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、完全に為替変動リスクをヘッジできるものではありません。なお、円金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。

⑤カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

⑥コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかつた場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

①クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

②大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

④販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

⑤お申込み、ご換金に関する留意点

<お申込時>

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

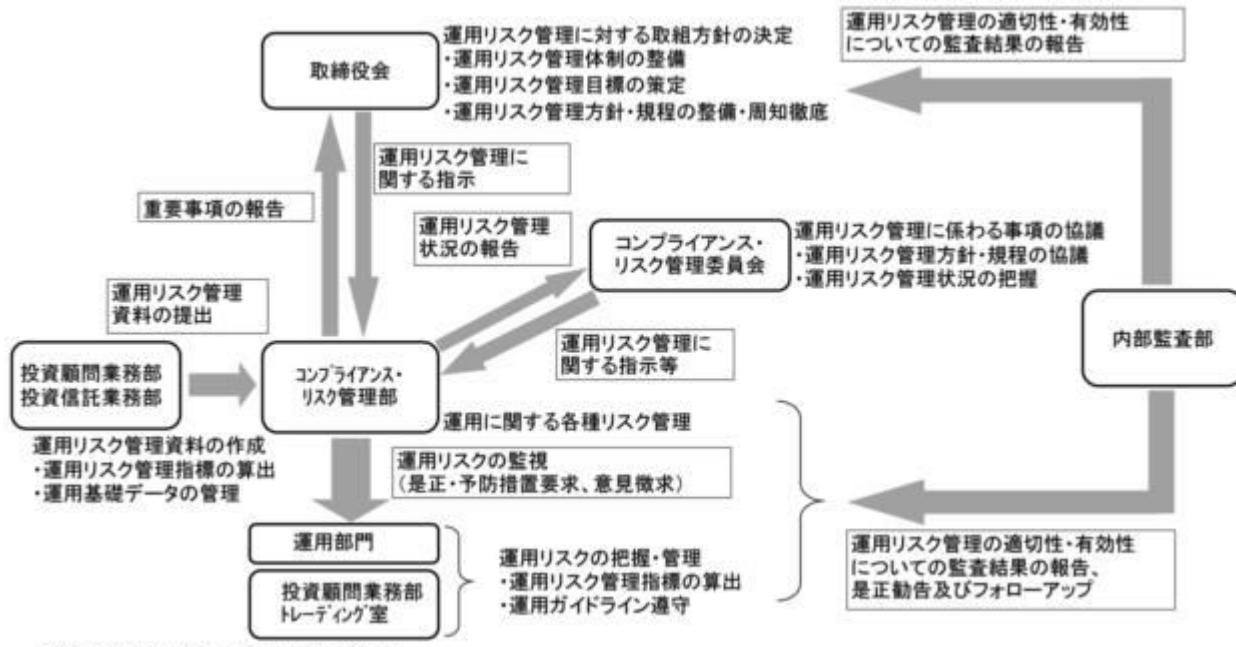
*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引

の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

(注) 上図は、2023年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

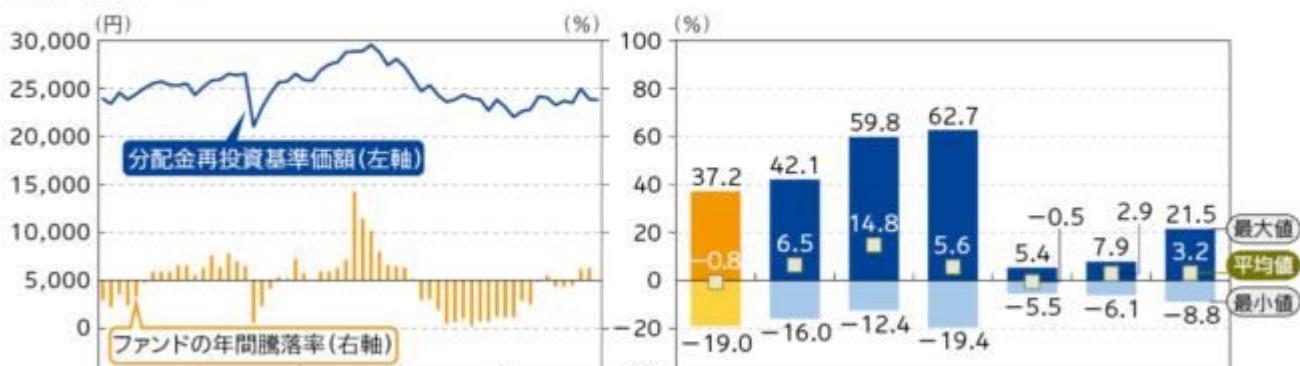
※流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

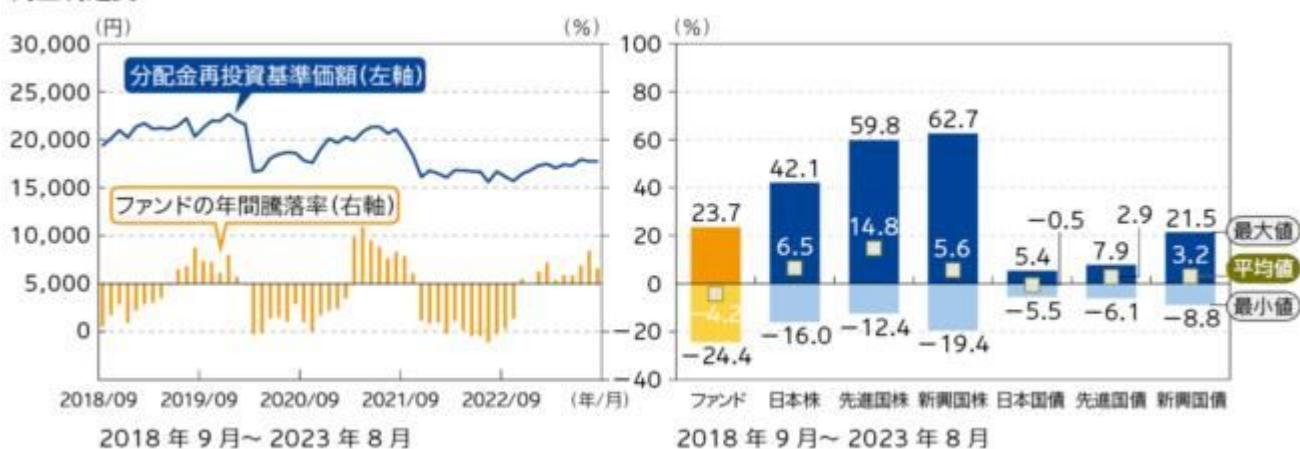
ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

アジア通貨コース



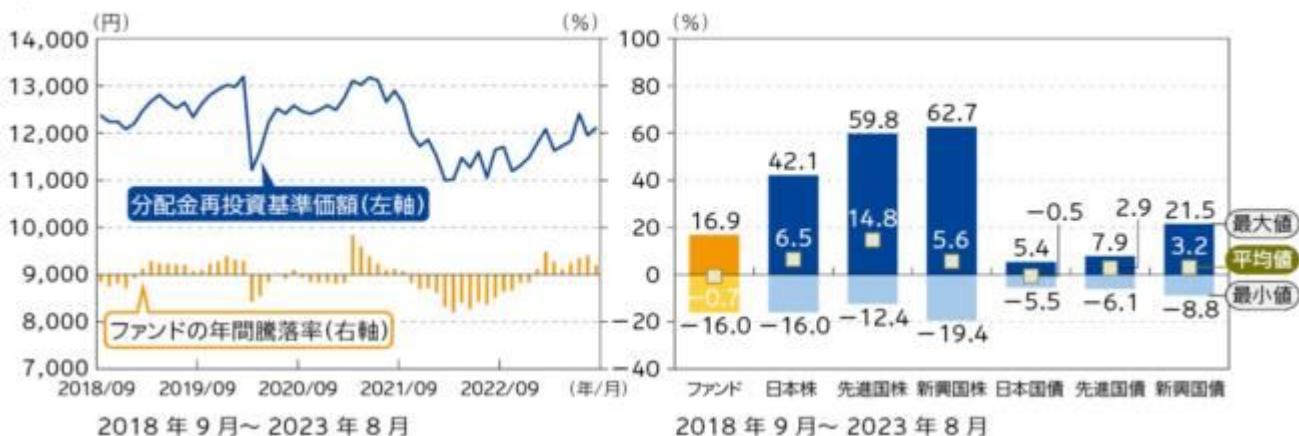
高金利通貨コース



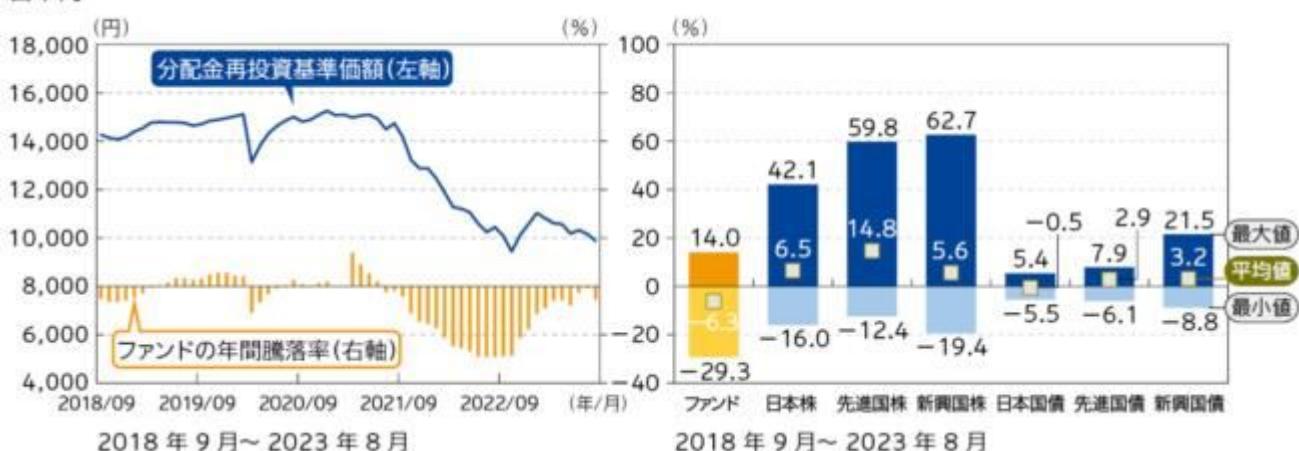
ブラジルレアルコース



米ドルコース



日本円コース



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権・知的財産権その他一切の権利は株式会社J.P.X.総研又は株式会社J.P.X.総研の関連会社に帰属します。

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権・知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権・知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債: NOMURA-BPI 国債

野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権・商標権・知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

新興国債: J.P.モルガン G B I - EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、J.P.モルガン G B I - EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権・知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

<申込み時に受益者が負担する費用・税金>

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料 及び 消費税等相 当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日 の基準価額に 3.3%（税抜 3.0%）を上限 として販売会社が定めた申込手数料率を乗 じて得た額です。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販 売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの 商品説明・投資環境の説 明・事務処理等の対価

※1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評
価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日
における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示さ
れことがあります。

※2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

※3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

販売会社によっては、ファンド間のスイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際に
は、申込時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳細につきましては、販売会社
までお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

(3) 【信託報酬等】

① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率
1.012%（税抜 0.92%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです
(下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦收受します。)。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率 0.38%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率 0.51%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座 内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率 0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

② 信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき信
託財産中から支弁するものとします。

③ 信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税
法改正時には変更となります。）

④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託
財産から收受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を收受したときは、販売会社
に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含
まれています。

⑤ ファンドの主要投資対象である以下の投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね 1.782%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	投資対象とする 投資信託証券の 運用の対価、管 理報酬等
Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	0.77%	
Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	0.77%	

※1 各クラス共通

※2 年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。

※3 上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）、資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

※上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

(5) 【課税上の取扱い】

- ① 個人の受益者に対する課税

<収益分配時>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率が適用されます。

<一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率が適用されます。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税 15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

(注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

(注2) 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニア NISA（ニーサ）」の適用対象です。

・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注）上記は 2023 年 12 月末までの制度となります。2024 年 1 月 1 日以降は一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記は 2023 年 8 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

2023年8月31日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,386,229,949	96.16
親投資信託受益証券	日本	44,977,332	1.28
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	90,080,164	2.56
純資産総額		3,521,287,445	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

2023年8月31日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,239,003,278	96.40
親投資信託受益証券	日本	12,098,668	0.94
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	34,228,423	2.66
純資産総額		1,285,330,369	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

2023年8月31日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,746,691,975	96.58
親投資信託受益証券	日本	18,286,512	1.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	43,512,393	2.41
純資産総額		1,808,490,880	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

2023年8月31日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	70,760,161	95.83
親投資信託受益証券	日本	660,047	0.89

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	2,420,806	3.28
純資産総額		73,841,014	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

2023年8月31日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	106,480,718	95.74
親投資信託受益証券	日本	1,544,422	1.39
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	3,191,764	2.87
純資産総額		111,216,904	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) マネープールマザーファンド

2023年8月31日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	85,123,892	100.00
純資産総額		85,123,892	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

2023年8月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	ケイマン	投資信託受益証券	Nikkō Asia High Yield Bond Fund 4	15,311,133.52	173.76	2,660,523,804	171.89	2,631,968,540	74.74
2	ケイマン	投資信託受益証券	Lion Asian High Yield Bond 4	3,579,007	208.71	746,985,287	210.74	754,261,409	21.42
3	日本	親投資信託受益証券	マネーピールマザーファンド	45,026,862	0.9990	44,981,835	0.9989	44,977,332	1.28

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年8月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.16

親投資信託受益証券	1.28
合計	97.44

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

2023年8月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受 益証券	Lion Asian High Yield Bond 3	11,506,130	57.31	659,455,973	59.06	679,632,580	52.88
2	ケイマン	投資信託受 益証券	Nikko Asia High Y ield Bond Fund 3	18,069,863.62	30.45	550,299,378	30.95	559,370,698	43.52
3	日本	親投資信託 受益証券	マネーブールマザーファンド	12,111,992	0.9990	12,099,880	0.9989	12,098,668	0.94

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年8月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.40
親投資信託受益証券	0.94
合計	97.34

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

2023年8月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受 益証券	Nikko Asia High Y ield Bond Fund 2	14,912,382.68	67.47	1,006,198,108	67.64	1,008,807,775	55.78
2	ケイマン	投資信託受 益証券	Lion Asian High Yield Bond 2	10,496,667	68.71	721,246,982	70.29	737,884,200	40.80
3	日本	親投資信託 受益証券	マネーブールマザーファンド	18,306,650	0.9990	18,288,343	0.9989	18,286,512	1.01

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年8月31日現在

種類	投資比率 (%)

投資信託受益証券	96.58
親投資信託受益証券	1.01
合計	97.59

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

2023年8月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受 益証券	Lion Asian High Yield Bond 5	60,554	626.99	37,967,176	632.82	38,319,842	51.90
2	ケイマン	投資信託受 益証券	Nikko Asia High Y ield Bond Fund 5	59,790.88	547.92	32,760,738	542.56	32,440,319	43.93
3	日本	親投資信託 受益証券	マネーブールマザーファンド	660,774	0.9990	660,113	0.9989	660,047	0.89

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年8月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.83
親投資信託受益証券	0.89
合計	96.72

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

2023年8月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受 益証券	Nikko Asia High Y ield Bond Fund 1	311,553.47	185.34	57,744,254	179.42	55,900,169	50.26
2	ケイマン	投資信託受 益証券	Lion Asian High Yield Bond 1	165,463	309.49	51,209,143	305.69	50,580,549	45.48
3	日本	親投資信託 受益証券	マネーブールマザーファンド	1,546,123	0.9990	1,544,576	0.9989	1,544,422	1.39

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年8月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.74
親投資信託受益証券	1.39
合計	97.13

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考) マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

該当事項はありません。

(参考) マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

該当事項はありません。

(参考) マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 5 特定期間末	（2014年 2月 10日）	13,064,733,811	13,413,058,817	1.1252	1.1552
第 6 特定期間末	（2014年 8月 11日）	30,785,532,920	31,669,582,232	1.0447	1.0747
第 7 特定期間末	（2015年 2月 10日）	70,083,499,566	72,345,409,845	0.9295	0.9595
第 8 特定期間末	（2015年 8月 10日）	77,146,605,253	79,500,590,228	0.8193	0.8443
第 9 特定期間末	（2016年 2月 10日）	50,806,604,605	52,023,330,190	0.6681	0.6841
第 10 特定期間末	（2016年 8月 10日）	33,368,202,584	33,744,258,371	0.6211	0.6281
第 11 特定期間末	（2017年 2月 10日）	23,190,010,406	23,363,011,126	0.6702	0.6752
第 12 特定期間末	（2017年 8月 10日）	18,653,894,273	18,794,119,860	0.6651	0.6701
第 13 特定期間末	（2018年 2月 13日）	15,384,925,808	15,507,130,951	0.6295	0.6345
第 14 特定期間末	（2018年 8月 10日）	12,840,535,771	12,930,657,313	0.5699	0.5739
第 15 特定期間末	（2019年 2月 12日）	11,301,406,220	11,382,250,925	0.5592	0.5632
第 16 特定期間末	（2019年 8月 13日）	9,797,879,858	9,871,688,329	0.5310	0.5350
第 17 特定期間末	（2020年 2月 10日）	9,252,179,951	9,318,735,185	0.5561	0.5601
第 18 特定期間末	（2020年 8月 11日）	8,163,487,712	8,226,703,024	0.5166	0.5206
第 19 特定期間末	（2021年 2月 10日）	7,557,732,333	7,615,338,349	0.5248	0.5288
第 20 特定期間末	（2021年 8月 10日）	6,551,344,234	6,603,691,167	0.5006	0.5046
第 21 特定期間末	（2022年 2月 10日）	4,979,827,131	5,027,485,176	0.4180	0.4220
第 22 特定期間末	（2022年 8月 10日）	4,159,396,526	4,204,961,951	0.3651	0.3691
第 23 特定期間末	（2023年 2月 10日）	3,953,044,942	3,996,831,379	0.3611	0.3651

第 24 特定期間末	(2023 年 8 月 10 日)	3,551,731,467	3,593,831,472	0.3375	0.3415
	2022 年 8 月末日	4,335,555,137	—	0.3841	—
	9 月末日	4,107,774,279	—	0.3681	—
	10 月末日	3,852,758,015	—	0.3474	—
	11 月末日	3,894,336,325	—	0.3528	—
	12 月末日	3,864,276,766	—	0.3518	—
	2023 年 1 月末日	4,041,714,742	—	0.3686	—
	2 月末日	3,972,536,735	—	0.3627	—
	3 月末日	3,777,086,458	—	0.3470	—
	4 月末日	3,780,163,026	—	0.3496	—
	5 月末日	3,690,146,786	—	0.3424	—
	6 月末日	3,823,825,786	—	0.3599	—
	7 月末日	3,601,916,593	—	0.3403	—
	8 月末日	3,521,287,445	—	0.3352	—

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（円）		1 口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 5 特定期間末	(2014 年 2 月 10 日)	9,082,093,888	9,342,993,697	1.0095	1.0385
第 6 特定期間末	(2014 年 8 月 11 日)	15,810,128,615	16,294,075,332	0.9474	0.9764
第 7 特定期間末	(2015 年 2 月 10 日)	19,016,038,800	19,704,278,989	0.8013	0.8303
第 8 特定期間末	(2015 年 8 月 10 日)	12,954,799,999	13,387,904,208	0.6581	0.6801
第 9 特定期間末	(2016 年 2 月 10 日)	8,440,421,146	8,662,807,355	0.4934	0.5064
第 10 特定期間末	(2016 年 8 月 10 日)	7,184,680,949	7,286,217,694	0.4953	0.5023
第 11 特定期間末	(2017 年 2 月 10 日)	6,161,761,924	6,247,545,250	0.5028	0.5098
第 12 特定期間末	(2017 年 8 月 10 日)	5,736,824,966	5,818,868,693	0.4895	0.4965
第 13 特定期間末	(2018 年 2 月 13 日)	5,761,200,016	5,849,351,653	0.4575	0.4645
第 14 特定期間末	(2018 年 8 月 10 日)	4,480,865,725	4,543,134,109	0.3598	0.3648
第 15 特定期間末	(2019 年 2 月 12 日)	4,209,142,581	4,268,920,112	0.3521	0.3571
第 16 特定期間末	(2019 年 8 月 13 日)	3,651,750,363	3,709,435,155	0.3165	0.3215
第 17 特定期間末	(2020 年 2 月 10 日)	3,331,355,720	3,375,179,362	0.3041	0.3081
第 18 特定期間末	(2020 年 8 月 11 日)	2,404,938,456	2,436,206,693	0.2307	0.2337
第 19 特定期間末	(2021 年 2 月 10 日)	2,306,456,081	2,335,992,275	0.2343	0.2373
第 20 特定期間末	(2021 年 8 月 10 日)	1,885,242,089	1,910,794,621	0.2213	0.2243
第 21 特定期間末	(2022 年 2 月 10 日)	1,311,449,821	1,335,571,108	0.1631	0.1661
第 22 特定期間末	(2022 年 8 月 10 日)	1,084,783,714	1,108,709,404	0.1360	0.1390
第 23 特定期間末	(2023 年 2 月 10 日)	1,747,721,183	1,787,848,995	0.1307	0.1337
第 24 特定期間末	(2023 年 8 月 10 日)	1,250,505,768	1,283,393,750	0.1141	0.1171

2022年 8月末日	1,126,673,155	—	0.1448	—
9月末日	1,089,137,243	—	0.1374	—
10月末日	1,045,539,235	—	0.1306	—
11月末日	1,074,118,011	—	0.1337	—
12月末日	1,074,267,559	—	0.1336	—
2023年 1月末日	1,297,929,568	—	0.1347	—
2月末日	1,787,680,227	—	0.1328	—
3月末日	1,436,351,173	—	0.1267	—
4月末日	1,291,376,714	—	0.1264	—
5月末日	1,263,815,753	—	0.1225	—
6月末日	1,123,371,914	—	0.1240	—
7月末日	1,283,001,949	—	0.1196	—
8月末日	1,285,330,369	—	0.1166	—

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)
第5特定期間末 (2014年 2月 10日)	51,649,725,548	53,143,321,421	0.8991
第6特定期間末 (2014年 8月 11日)	36,124,090,805	37,217,775,926	0.8588
第7特定期間末 (2015年 2月 10日)	19,344,933,096	19,893,452,938	0.7054
第8特定期間末 (2015年 8月 10日)	11,498,186,398	11,817,310,304	0.5405
第9特定期間末 (2016年 2月 10日)	7,969,104,911	8,155,659,752	0.4272
第10特定期間末 (2016年 8月 10日)	7,856,892,070	7,973,775,621	0.4705
第11特定期間末 (2017年 2月 10日)	8,983,510,025	9,104,921,563	0.5179
第12特定期間末 (2017年 8月 10日)	8,880,045,069	9,006,021,229	0.4934
第13特定期間末 (2018年 2月 13日)	8,472,899,418	8,608,767,292	0.4365
第14特定期間末 (2018年 8月 10日)	6,511,904,751	6,583,865,885	0.3620
第15特定期間末 (2019年 2月 12日)	5,750,487,679	5,816,589,870	0.3480
第16特定期間末 (2019年 8月 13日)	4,883,237,133	4,946,073,184	0.3109
第17特定期間末 (2020年 2月 10日)	4,243,619,801	4,287,589,628	0.2895
第18特定期間末 (2020年 8月 11日)	2,867,500,619	2,895,291,675	0.2064
第19特定期間末 (2021年 2月 10日)	2,471,742,343	2,497,179,388	0.1943
第20特定期間末 (2021年 8月 10日)	2,376,931,134	2,401,317,161	0.1949
第21特定期間末 (2022年 2月 10日)	1,865,592,887	1,888,079,527	0.1659
第22特定期間末 (2022年 8月 10日)	1,760,045,345	1,782,192,721	0.1589
第23特定期間末 (2023年 2月 10日)	1,742,459,353	1,764,110,990	0.1610
第24特定期間末 (2023年 8月 10日)	1,792,124,987	1,813,370,488	0.1687
2022年 8月末日	1,896,429,392	—	0.1711

9月末日	1,781,902,880	—	0.1612	—
10月末日	1,712,837,400	—	0.1553	—
11月末日	1,740,110,572	—	0.1575	—
12月末日	1,737,126,869	—	0.1595	—
2023年1月末日	1,812,367,988	—	0.1674	—
2月末日	1,809,288,509	—	0.1668	—
3月末日	1,744,038,180	—	0.1617	—
4月末日	1,787,250,723	—	0.1657	—
5月末日	1,773,686,688	—	0.1643	—
6月末日	1,919,431,233	—	0.1783	—
7月末日	1,881,182,968	—	0.1747	—
8月末日	1,808,490,880	—	0.1704	—

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2014年8月11日)	269,949,884	271,287,433	1.0091
第2特定期間末 (2015年2月10日)	539,615,494	542,063,431	1.1022
第3特定期間末 (2015年8月10日)	578,177,946	581,677,137	1.1566
第4特定期間末 (2016年2月10日)	754,971,413	760,012,122	1.0484
第5特定期間末 (2016年8月10日)	557,380,820	561,467,317	0.9548
第6特定期間末 (2017年2月10日)	383,071,938	384,542,807	1.0418
第7特定期間末 (2017年8月10日)	355,619,937	357,019,502	1.0164
第8特定期間末 (2018年2月13日)	268,672,334	269,768,628	0.9803
第9特定期間末 (2018年8月10日)	249,999,138	251,057,707	0.9447
第10特定期間末 (2019年2月12日)	220,912,189	221,853,899	0.9383
第11特定期間末 (2019年8月13日)	186,266,795	187,084,464	0.9112
第12特定期間末 (2020年2月10日)	174,168,014	174,901,209	0.9502
第13特定期間末 (2020年8月11日)	179,779,993	180,595,202	0.8821
第14特定期間末 (2021年2月10日)	135,365,999	136,002,435	0.8508
第15特定期間末 (2021年8月10日)	123,520,704	124,102,261	0.8496
第16特定期間末 (2022年2月10日)	66,231,756	66,591,434	0.7366
第17特定期間末 (2022年8月10日)	72,483,773	72,907,432	0.6844
第18特定期間末 (2023年2月10日)	75,813,502	76,239,107	0.7125
第19特定期間末 (2023年8月10日)	73,686,447	74,104,223	0.7055
2022年8月末日	77,227,175	—	0.7255
9月末日	77,348,606	—	0.7255

10月末日	73,697,570	—	0.6898	—
11月末日	74,320,778	—	0.6931	—
12月末日	74,234,653	—	0.6993	—
2023年1月末日	75,976,627	—	0.7141	—
2月末日	77,623,371	—	0.7279	—
3月末日	74,427,758	—	0.6966	—
4月末日	73,213,907	—	0.6987	—
5月末日	76,532,447	—	0.7007	—
6月末日	80,030,094	—	0.7309	—
7月末日	73,087,838	—	0.6998	—
8月末日	73,841,014	—	0.7053	—

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

直近日（2023年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)
第5特定期間末（2014年2月10日）	4,409,811,394	4,458,901,323	0.9881
第6特定期間末（2014年8月11日）	2,709,435,933	2,740,425,582	0.9617
第7特定期間末（2015年2月10日）	1,614,413,930	1,634,895,667	0.8670
第8特定期間末（2015年8月10日）	1,071,140,064	1,078,770,534	0.8423
第9特定期間末（2016年2月10日）	770,475,585	776,181,558	0.8102
第10特定期間末（2016年8月10日）	645,311,632	648,387,176	0.8393
第11特定期間末（2017年2月10日）	727,085,291	730,620,640	0.8226
第12特定期間末（2017年8月10日）	588,126,818	591,045,068	0.8061
第13特定期間末（2018年2月13日）	458,667,983	461,009,706	0.7835
第14特定期間末（2018年8月10日）	365,334,449	366,837,377	0.7292
第15特定期間末（2019年2月12日）	347,737,626	349,184,716	0.7209
第16特定期間末（2019年8月13日）	296,273,036	297,519,775	0.7129
第17特定期間末（2020年2月10日）	305,608,390	306,889,640	0.7156
第18特定期間末（2020年8月11日）	283,341,732	284,577,110	0.6881
第19特定期間末（2021年2月10日）	238,605,374	239,668,409	0.6734
第20特定期間末（2021年8月10日）	217,243,370	218,266,787	0.6368
第21特定期間末（2022年2月10日）	168,782,571	169,750,084	0.5233
第22特定期間末（2022年8月10日）	128,551,457	129,483,333	0.4138
第23特定期間末（2023年2月10日）	130,173,326	131,083,190	0.4292
第24特定期間末（2023年8月10日）	113,529,999	114,435,015	0.3763
2022年8月末日	132,614,886	—	0.4255
9月末日	125,146,854	—	0.4078
10月末日	116,813,467	—	0.3788

11月末日	122,602,171	—	0.4029	—
12月末日	126,927,424	—	0.4180	—
2023年1月末日	131,367,696	—	0.4332	—
2月末日	128,297,993	—	0.4214	—
3月末日	125,565,968	—	0.4108	—
4月末日	124,564,145	—	0.4060	—
5月末日	117,745,349	—	0.3882	—
6月末日	117,432,376	—	0.3907	—
7月末日	115,315,949	—	0.3817	—
8月末日	111,216,904	—	0.3679	—

②【分配の推移】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

	1口当たりの分配金(円)
第5特定期間	0.1800
第6特定期間	0.1800
第7特定期間	0.1800
第8特定期間	0.1600
第9特定期間	0.1050
第10特定期間	0.0510
第11特定期間	0.0320
第12特定期間	0.0300
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0250
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0240
第20特定期間	0.0240
第21特定期間	0.0240
第22特定期間	0.0240
第23特定期間	0.0240
第24特定期間	0.0240

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

	1口当たりの分配金(円)
第5特定期間	0.1740

第 6 特定期間	0.1740
第 7 特定期間	0.1740
第 8 特定期間	0.1320
第 9 特定期間	0.0870
第 10 特定期間	0.0480
第 11 特定期間	0.0420
第 12 特定期間	0.0420
第 13 特定期間	0.0420
第 14 特定期間	0.0320
第 15 特定期間	0.0300
第 16 特定期間	0.0300
第 17 特定期間	0.0260
第 18 特定期間	0.0210
第 19 特定期間	0.0180
第 20 特定期間	0.0180
第 21 特定期間	0.0180
第 22 特定期間	0.0180
第 23 特定期間	0.0180
第 24 特定期間	0.0180

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

	1 口当たりの分配金 (円)
第 5 特定期間	0.1560
第 6 特定期間	0.1560
第 7 特定期間	0.1440
第 8 特定期間	0.1050
第 9 特定期間	0.0650
第 10 特定期間	0.0450
第 11 特定期間	0.0420
第 12 特定期間	0.0420
第 13 特定期間	0.0420
第 14 特定期間	0.0270
第 15 特定期間	0.0240
第 16 特定期間	0.0240
第 17 特定期間	0.0200
第 18 特定期間	0.0150
第 19 特定期間	0.0120
第 20 特定期間	0.0120
第 21 特定期間	0.0120
第 22 特定期間	0.0120

第 23 特定期間	0.0120
第 24 特定期間	0.0120

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

	1 口当たりの分配金 (円)
第 1 特定期間	0.0100
第 2 特定期間	0.0300
第 3 特定期間	0.0360
第 4 特定期間	0.0420
第 5 特定期間	0.0420
第 6 特定期間	0.0270
第 7 特定期間	0.0240
第 8 特定期間	0.0240
第 9 特定期間	0.0240
第 10 特定期間	0.0240
第 11 特定期間	0.0240
第 12 特定期間	0.0240
第 13 特定期間	0.0240
第 14 特定期間	0.0240
第 15 特定期間	0.0240
第 16 特定期間	0.0240
第 17 特定期間	0.0240
第 18 特定期間	0.0240
第 19 特定期間	0.0240

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

	1 口当たりの分配金 (円)
第 5 特定期間	0.0660
第 6 特定期間	0.0660
第 7 特定期間	0.0660
第 8 特定期間	0.0510
第 9 特定期間	0.0360
第 10 特定期間	0.0260
第 11 特定期間	0.0240
第 12 特定期間	0.0240
第 13 特定期間	0.0240
第 14 特定期間	0.0190
第 15 特定期間	0.0180
第 16 特定期間	0.0180
第 17 特定期間	0.0180

第 18 特定期間	0.0180
第 19 特定期間	0.0180
第 20 特定期間	0.0180
第 21 特定期間	0.0180
第 22 特定期間	0.0180
第 23 特定期間	0.0180
第 24 特定期間	0.0180

③【収益率の推移】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

	収益率 (%)
第 5 特定期間	6.6
第 6 特定期間	8.8
第 7 特定期間	6.2
第 8 特定期間	5.4
第 9 特定期間	△5.6
第 10 特定期間	0.6
第 11 特定期間	13.1
第 12 特定期間	3.7
第 13 特定期間	△0.8
第 14 特定期間	△5.5
第 15 特定期間	2.3
第 16 特定期間	△0.8
第 17 特定期間	9.2
第 18 特定期間	△2.8
第 19 特定期間	6.2
第 20 特定期間	△0.0
第 21 特定期間	△11.7
第 22 特定期間	△6.9
第 23 特定期間	5.5
第 24 特定期間	0.1

(注) 各定期間の収益率は、定期間末の基準価額（分配落の額）に当該定期間の分配金を加算し、当該定期間の直前の定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

なお、小数点以下 2 衡目を四捨五入し、小数点以下 1 衡目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

	収益率 (%)
第 5 特定期間	2.9
第 6 特定期間	11.1

第 7 特定期間	2.9
第 8 特定期間	△1.4
第 9 特定期間	△11.8
第 10 特定期間	10.1
第 11 特定期間	10.0
第 12 特定期間	5.7
第 13 特定期間	2.0
第 14 特定期間	△14.4
第 15 特定期間	6.2
第 16 特定期間	△1.6
第 17 特定期間	4.3
第 18 特定期間	△17.2
第 19 特定期間	9.4
第 20 特定期間	2.1
第 21 特定期間	△18.2
第 22 特定期間	△5.6
第 23 特定期間	9.3
第 24 特定期間	1.1

(注) 各定期間の收益率は、定期間末の基準価額（分配額の額）に当該定期間の分配金を加算し、当該定期間の直前の定期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

	收益率 (%)
第 5 特定期間	8.6
第 6 特定期間	12.9
第 7 特定期間	△1.1
第 8 特定期間	△8.5
第 9 特定期間	△8.9
第 10 特定期間	20.7
第 11 特定期間	19.0
第 12 特定期間	3.4
第 13 特定期間	△3.0
第 14 特定期間	△10.9
第 15 特定期間	2.8
第 16 特定期間	△3.8
第 17 特定期間	△0.5
第 18 特定期間	△23.5
第 19 特定期間	△0.0
第 20 特定期間	6.5

第 21 特定期間	△8.7
第 22 特定期間	3.0
第 23 特定期間	8.9
第 24 特定期間	12.2

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

なお、小数点以下 2 衔目を四捨五入し、小数点以下 1 衔目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

	収益率 (%)
第 1 特定期間	1.9
第 2 特定期間	12.2
第 3 特定期間	8.2
第 4 特定期間	△5.7
第 5 特定期間	△4.9
第 6 特定期間	11.9
第 7 特定期間	△0.1
第 8 特定期間	△1.2
第 9 特定期間	△1.2
第 10 特定期間	1.9
第 11 特定期間	△0.3
第 12 特定期間	6.9
第 13 特定期間	△4.6
第 14 特定期間	△0.8
第 15 特定期間	2.7
第 16 特定期間	△10.5
第 17 特定期間	△3.8
第 18 特定期間	7.6
第 19 特定期間	2.4

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

なお、小数点以下 2 衔目を四捨五入し、小数点以下 1 衔目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

	収益率 (%)
第 5 特定期間	3.0
第 6 特定期間	4.0
第 7 特定期間	△3.0
第 8 特定期間	3.0
第 9 特定期間	0.5

第 10 特定期間	6.8
第 11 特定期間	0.9
第 12 特定期間	0.9
第 13 特定期間	0.2
第 14 特定期間	△4.5
第 15 特定期間	1.3
第 16 特定期間	1.4
第 17 特定期間	2.9
第 18 特定期間	△1.3
第 19 特定期間	0.5
第 20 特定期間	△2.8
第 21 特定期間	△15.0
第 22 特定期間	△17.5
第 23 特定期間	8.1
第 24 特定期間	△8.1

(注) 各特定期間の收益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

	設定口数	解約口数
第 5 特定期間	6,698,200,984	3,218,876,053
第 6 特定期間	22,113,531,235	4,256,054,367
第 7 特定期間	51,888,908,576	5,960,209,676
第 8 特定期間	37,517,110,551	18,754,720,842
第 9 特定期間	7,823,452,567	25,937,502,524
第 10 特定期間	2,448,841,278	24,771,935,070
第 11 特定期間	625,865,580	19,747,976,858
第 12 特定期間	647,338,579	7,202,365,010
第 13 特定期間	723,376,462	4,327,465,396
第 14 特定期間	580,793,043	2,491,436,097
第 15 特定期間	222,741,062	2,541,950,329
第 16 特定期間	295,230,488	2,054,289,024
第 17 特定期間	285,788,134	2,099,097,383
第 18 特定期間	217,324,774	1,052,305,203
第 19 特定期間	205,831,660	1,608,155,684
第 20 特定期間	132,453,699	1,447,224,430
第 21 特定期間	165,501,238	1,337,723,166
第 22 特定期間	168,718,135	691,873,190

第 23 特定期間	184, 957, 852	629, 704, 734
第 24 特定期間	245, 163, 632	666, 771, 813

(注 1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注 2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

	設定口数	解約口数
第 5 特定期間	3, 742, 231, 276	2, 726, 330, 643
第 6 特定期間	10, 589, 634, 669	2, 898, 361, 997
第 7 特定期間	11, 858, 063, 864	4, 813, 461, 367
第 8 特定期間	4, 140, 506, 490	8, 186, 371, 846
第 9 特定期間	2, 060, 944, 450	4, 640, 867, 905
第 10 特定期間	1, 290, 120, 330	3, 891, 502, 547
第 11 特定期間	474, 210, 876	2, 724, 699, 311
第 12 特定期間	1, 096, 120, 520	1, 630, 348, 954
第 13 特定期間	2, 344, 502, 971	1, 471, 944, 368
第 14 特定期間	992, 436, 574	1, 131, 850, 669
第 15 特定期間	437, 835, 789	936, 006, 477
第 16 特定期間	433, 479, 006	852, 026, 742
第 17 特定期間	425, 344, 107	1, 006, 391, 900
第 18 特定期間	384, 653, 599	917, 818, 357
第 19 特定期間	292, 150, 658	869, 498, 548
第 20 特定期間	311, 804, 461	1, 639, 691, 726
第 21 特定期間	471, 405, 804	948, 487, 320
第 22 特定期間	676, 453, 861	741, 652, 893
第 23 特定期間	6, 218, 032, 131	817, 324, 759
第 24 特定期間	3, 045, 267, 157	5, 458, 543, 951

(注 1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注 2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

	設定口数	解約口数
第 5 特定期間	18, 102, 773, 734	17, 847, 843, 468
第 6 特定期間	8, 892, 104, 563	24, 273, 287, 358
第 7 特定期間	5, 042, 206, 493	19, 681, 026, 725
第 8 特定期間	3, 075, 409, 899	9, 226, 474, 945
第 9 特定期間	1, 073, 853, 806	3, 693, 296, 716
第 10 特定期間	1, 403, 407, 683	3, 361, 241, 631
第 11 特定期間	4, 749, 615, 910	4, 102, 760, 659
第 12 特定期間	3, 364, 929, 367	2, 712, 840, 515

第 13 特定期間	3, 961, 242, 159	2, 548, 140, 140
第 14 特定期間	1, 543, 559, 740	2, 962, 972, 430
第 15 特定期間	533, 787, 266	1, 998, 522, 935
第 16 特定期間	496, 619, 704	1, 313, 154, 747
第 17 特定期間	417, 357, 138	1, 469, 760, 816
第 18 特定期間	312, 692, 148	1, 073, 773, 350
第 19 特定期間	264, 737, 060	1, 441, 742, 266
第 20 特定期間	258, 065, 245	783, 574, 393
第 21 特定期間	312, 327, 121	1, 262, 020, 717
第 22 特定期間	263, 867, 988	433, 500, 072
第 23 特定期間	272, 025, 659	519, 895, 091
第 24 特定期間	278, 303, 914	481, 371, 778

(注 1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注 2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

	設定口数	解約口数
第 1 特定期間	339, 985, 662	72, 475, 747
第 2 特定期間	505, 118, 720	283, 041, 212
第 3 特定期間	370, 122, 320	359, 825, 260
第 4 特定期間	547, 818, 414	327, 601, 584
第 5 特定期間	60, 230, 643	196, 546, 667
第 6 特定期間	31, 775, 995	247, 843, 908
第 7 特定期間	63, 101, 021	80, 927, 000
第 8 特定期間	10, 837, 272	86, 655, 167
第 9 特定期間	24, 772, 320	34, 203, 571
第 10 特定期間	11, 073, 316	40, 287, 890
第 11 特定期間	16, 008, 813	47, 019, 113
第 12 特定期間	7, 533, 271	28, 651, 705
第 13 特定期間	30, 554, 194	10, 050, 760
第 14 特定期間	3, 983, 276	48, 676, 587
第 15 特定期間	1, 643, 886	15, 363, 525
第 16 特定期間	2, 675, 094	58, 144, 830
第 17 特定期間	17, 278, 620	1, 283, 317
第 18 特定期間	1, 862, 346	1, 375, 919
第 19 特定期間	5, 689, 660	7, 647, 020

(注 1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注 2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

	設定口数	解約口数
第 5 特定期間	988, 006, 803	4, 163, 805, 082
第 6 特定期間	668, 789, 749	2, 314, 269, 720
第 7 特定期間	341, 705, 889	1, 296, 970, 620
第 8 特定期間	160, 888, 283	751, 119, 339
第 9 特定期間	154, 592, 037	475, 341, 487
第 10 特定期間	37, 763, 761	219, 873, 250
第 11 特定期間	248, 823, 886	133, 872, 573
第 12 特定期間	43, 442, 040	197, 716, 898
第 13 特定期間	24, 004, 331	168, 135, 993
第 14 特定期間	6, 124, 746	90, 579, 513
第 15 特定期間	4, 109, 110	22, 721, 931
第 16 特定期間	12, 591, 642	79, 375, 162
第 17 特定期間	27, 898, 553	16, 394, 894
第 18 特定期間	6, 584, 237	21, 874, 899
第 19 特定期間	3, 294, 167	60, 741, 858
第 20 特定期間	4, 068, 414	17, 274, 438
第 21 特定期間	5, 785, 251	24, 419, 806
第 22 特定期間	8, 147, 342	20, 026, 363
第 23 特定期間	8, 894, 442	16, 231, 787
第 24 特定期間	8, 323, 693	9, 939, 797

(注 1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注 2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

《参考情報》

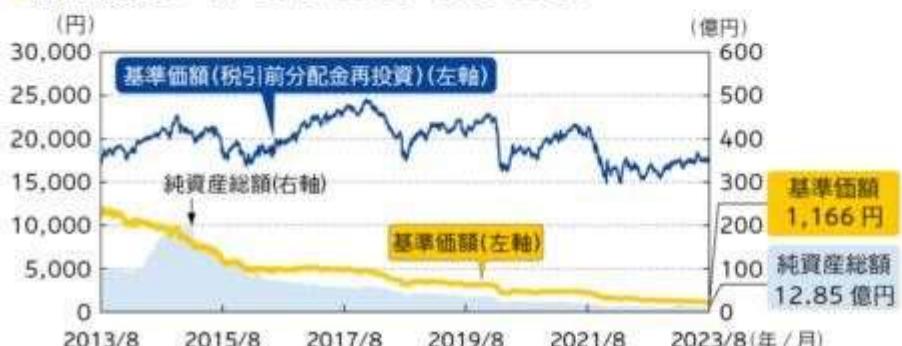
基準日:2023年8月31日

● 基準価額・純資産の推移

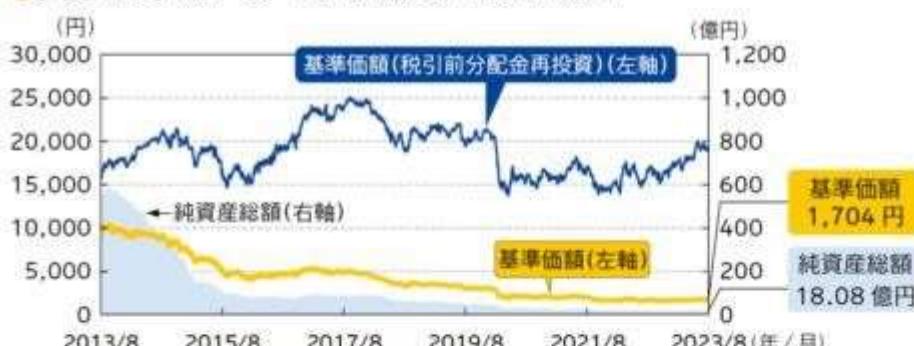
● アジア通貨コース 2013/08/30～2023/08/31



● 高金利通貨コース 2013/08/30～2023/08/31



● ブラジルレアルコース 2013/08/30～2023/08/31



● 米ドルコース 2014/05/23～2023/08/31



● 分配の推移

● アジア通貨コース

2023年04月	40円
2023年05月	40円
2023年06月	40円
2023年07月	40円
2023年08月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	16,670円

● 高金利通貨コース

2023年04月	30円
2023年05月	30円
2023年06月	30円
2023年07月	30円
2023年08月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	16,730円

● ブラジルレアルコース

2023年04月	20円
2023年05月	20円
2023年06月	20円
2023年07月	20円
2023年08月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	15,195円

● 米ドルコース

2023年04月	40円
2023年05月	40円
2023年06月	40円
2023年07月	40円
2023年08月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	4,990円

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●日本円コース 2013/08/30～2023/08/31



●日本円コース

2023年04月	30円
2023年05月	30円
2023年06月	30円
2023年07月	30円
2023年08月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	8,200円

- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

● 1万口当たり、税引前

● 主要な資産の状況

●アジア通貨コース

資産別構成

資産の種類	純資産比
Nikko AsiaHighYieldBondFund 4	74.74%
Lion Asian HighYieldBond 4	21.42%
マネーブールマザーファンド	1.28%
コール・ローン等	2.56%
合 計	100.00%

●高金利通貨コース

資産別構成

資産の種類	純資産比
Lion Asian HighYieldBond 3	52.88%
Nikko AsiaHighYieldBondFund 3	43.52%
マネーブールマザーファンド	0.94%
コール・ローン等	2.66%
合 計	100.00%

●ブラジルレアルコース

資産別構成

資産の種類	純資産比
Nikko AsiaHighYieldBondFund 2	55.78%
Lion Asian HighYieldBond 2	40.80%
マネーブールマザーファンド	1.01%
コール・ローン等	2.41%
合 計	100.00%

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 - 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
 - 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●米ドルコース

資産別構成

資産の種類	純資産比
Lion Asian HighYieldBond 5	51.90%
Nikko AsiaHighYieldBondFund 5	43.93%
マネーブールマザーファンド	0.89%
コール・ローン等	3.28%
合 計	100.00%

●日本円コース

資産別構成

資産の種類	純資産比
Nikko AsiaHighYieldBondFund 1	50.26%
Lion Asian HighYieldBond 1	45.48%
マネーブールマザーファンド	1.39%
コール・ローン等	2.87%
合 計	100.00%

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

«主要投資対象の投資信託証券の運用状況»

●日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

日興アセットマネジメント アジア リミテッドが作成したデータを掲載しております。

資産別構成

資産の種類	純資産比
債券等	88.8%
現金等	11.2%
合 計	100.0%

組入上位10銘柄

銘柄名	クーポン	償還日	国／地域	業種	格付	純資産比
1 GREENKO SOLAR (MAURITIUS) LTD. 5.55% 29-JAN-2025	5.550%	2025/01/29	インド	代替資源	BB	2.7%
2 KRUNG THAI BANK PUBLIC COMPANY LIMITED 4.4% PERP	4.400%	永久債	タイ	銀行	BB	2.5%
3 MGM CHINA HOLDINGS LIMITED 4.75% 01-FEB-2027	4.750%	2027/02/01	マカオ	ホテル	B	2.3%
4 TMBTHANACHART BANK PUBLIC COMPANY LIMITED 4.9% PERP	4.900%	永久債	タイ	銀行	BB	2.3%
5 CELESTIAL MILES LTD. 5.75% PERP	5.750%	永久債	香港	建設・土木	BBB	2.3%
6 NICKEL INDUSTRIES LIMITED 11.25% 21-OCT-2028	11.250%	2028/10/21	インドネシア	各種金属・鉱業	B	2.2%
7 CA MAGNUM HOLDINGS 5.375% 31-OCT-2026	5.375%	2026/10/31	インド	コンピュータ・周辺機器	B	2.2%
8 MELCO RESORTS FINANCE LTD. 5.625% 17-JUL-2027	5.625%	2027/07/17	香港	ホテル	BB	2.2%
9 DIAMOND II LTD. 7.95% 28-JUL-2026	7.950%	2026/07/28	インド	電力	BB	2.1%
10 INDIA AIRPORT INFRA 6.25% 25-OCT-2025	6.250%	2025/10/25	インド	建設・土木	B	2.0%
組入銘柄数				65銘柄		

- 格付は、S & P 及びムーディーズのうち、最上位の格付を採用しています。
- 格付のない発行体については、日興アセットマネジメント アジア リミテッドの社内格付を採用しています。
- 債還日が「永久債」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 - 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
 - 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ライオングローバルインベスターズが作成したデータを掲載しております。

資産別構成

資産の種類	純資産比
債券等	82.5%
現金等	17.5%
合計	100.0%

組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	国／地域	業種	格付	純資産比
1	NETWORK I2I LTD 5.65% DUE 31/12/2199	5.650%	永久債	インド	電気通信サービス	BB	6.3%
2	SAN MIGUEL CORP 5.5% DUE 31/12/2199	5.500%	永久債	フィリピン	コングロマリット	B	6.0%
3	RIZAL COMMERCIAL BANKING 6.5% DUE 31/12/2199	6.500%	永久債	フィリピン	銀行	BB	4.4%
4	YANLORD LAND HK CO LTD 6.8% DUE 27/02/2024	6.800%	2024/02/27	中国	不動産	B	3.6%
5	DAH SING BANK LTD 5% DUE 15/01/2029	5.000%	2029/01/15	香港	銀行	BBB	3.2%
6	WOORI BANK 4.75% DUE 30/04/2024	4.750%	2024/04/30	韓国	銀行	BBB	3.2%
7	VLL INTERNATIONAL INC 7.25% DUE 20/07/2027	7.250%	2027/07/20	フィリピン	不動産	BB	3.2%
8	SMC GLOBAL POWER HLDGS 6.5% DUE 31/12/2199	6.500%	永久債	フィリピン	電力	B	3.1%
9	MIRAE ASSET SECURITIES 1.375% DUE 07/07/2024	1.375%	2024/07/07	韓国	各種金融サービス	BBB	3.1%
10	MINEJESA CAPITAL BV 4.625% DUE 10/08/2030	4.625%	2030/08/10	インドネシア	電力	BBB	2.9%

組入銘柄数

42銘柄

- 格付は、S & P 及びムーディーズのうち、最上位の格付を採用しています。
- 格付のない発行体については、ライオングローバルインベスターズの社内格付を採用しています。
- 債還日が「永久債」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

● マネーブールマザーファンド

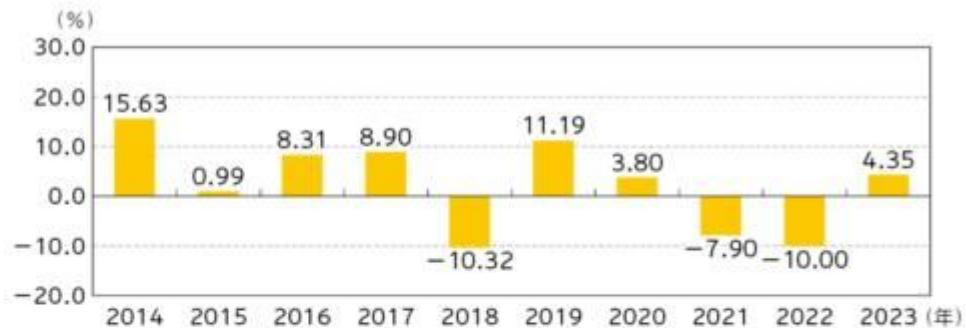
組入上位10銘柄

- 該当事項はありません。

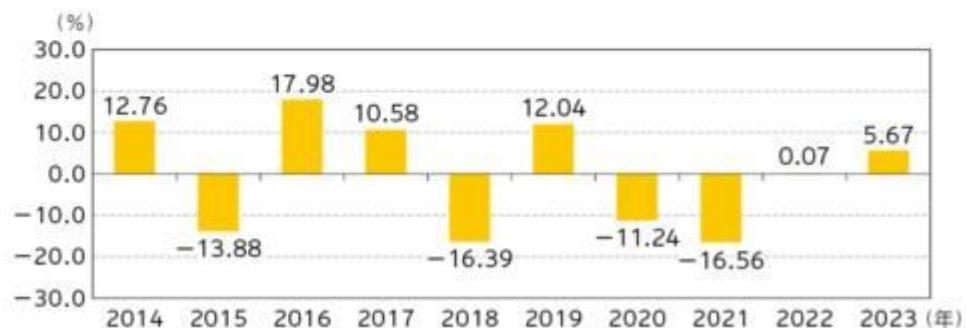
- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 - 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
 - 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

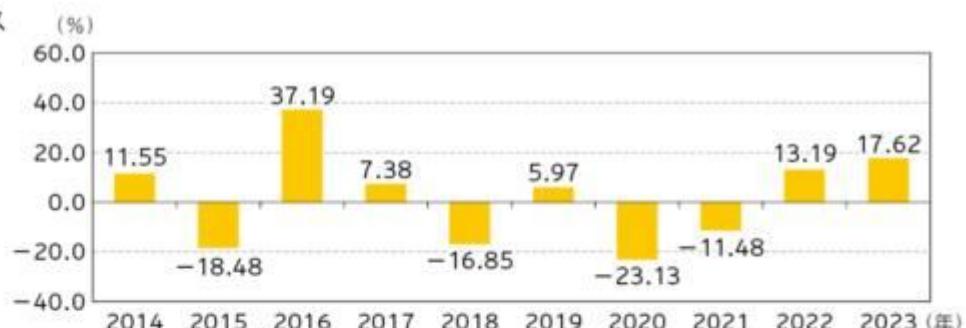
● アジア通貨コース



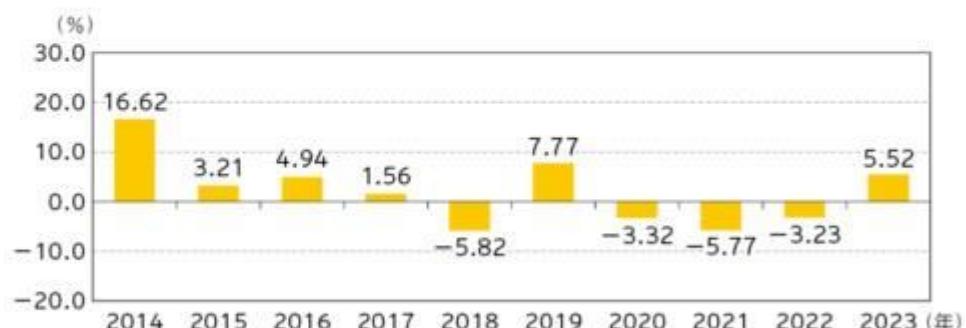
● 高金利通貨コース



● ブラジルレアルコース



● 米ドルコース

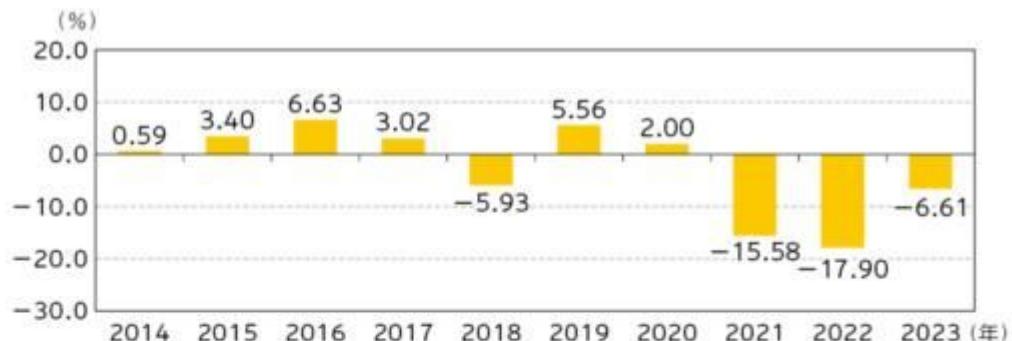


● 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

● 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

● 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●日本円コース



- ファンドの年間收益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- アジア通貨コース、高金利通貨コース、ブラジルレアルコース、日本円コース:
2023年は年初から基準日までの收益率です。
- 米ドルコース:
2014年は設定日(5月23日)から年末、2023年は年初から基準日までの收益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 - 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
 - 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、シンガポールの銀行休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。
お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。
※販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。
- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額※とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができますほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-69-5432 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

(2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して8営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少

もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求が中止された場合には、受益者は当該受け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

(5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することができます。

■委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2026年8月10日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、

受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

各ファンドの計算期間は、原則として毎月 11 日から翌月 10 日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

- (i) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンドの受益権の口数を合計した口数が 50 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (iii) 委託会社は、前記(i)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iv) 前記(iii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iv)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (v) 前記(iii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- (vi) 前記(iii)から(v)までの規定は、前記(ii)の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(iii)から(v)までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

- (i) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第 41 条の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第 41 条第 2 項の書面決議で否決された場

合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (i) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ii) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させことがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (ii) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託約款の変更等

- (i) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本⑥(i)から(vii)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の事項（前記(i)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記(i)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 前記(ii)から(v)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 前記(i)から(vi)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 運用報告書に記載すべき事項の提供

- (i) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

(ii) 前記(i)の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑧ 公告

(i) 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sompo-am.co.jp/>

(ii) 前記(i)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

⑩ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、

委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社をご確認ください。) 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3 【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2023 年 2 月 11 日から 2023 年 8 月 10 日までの財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月13日

SOMP Oアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コースの2023年2月1日から2023年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コースの2023年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMP Oアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMP Oアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	145,373,284	151,117,409
投資信託受益証券	3,815,971,177	3,407,509,091
親投資信託受益証券	45,004,348	44,981,835
流動資産合計	4,006,348,809	3,603,608,335
資産合計	4,006,348,809	3,603,608,335
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	43,786,437	42,100,005
未払解約金	6,022,764	6,602,278
未払受託者報酬	111,682	101,296
未払委託者報酬	3,313,213	3,005,059
その他未払費用	69,771	68,230
流動負債合計	53,303,867	51,876,868
負債合計	53,303,867	51,876,868
純資産の部		
元本等		
元本	10,946,609,488	10,525,001,307
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△6,993,564,546	△6,973,269,840
元本等合計	3,953,044,942	3,551,731,467
純資産合計	3,953,044,942	3,551,731,467
負債純資産合計	4,006,348,809	3,603,608,335

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前 期	当 期
	自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
営業収益		
受取配当金	352, 552, 177	352, 286, 546
有価証券売買等損益	\triangle 109, 220, 319	\triangle 328, 484, 599
営業収益合計	243, 331, 858	23, 801, 947
営業費用		
支払利息	45, 636	14, 327
受託者報酬	670, 068	617, 582
委託者報酬	19, 878, 642	18, 321, 352
その他費用	405, 346	395, 065
営業費用合計	20, 999, 692	19, 348, 326
営業利益又は営業損失（△）	222, 332, 166	4, 453, 621
経常利益又は経常損失（△）	222, 332, 166	4, 453, 621
当期純利益又は当期純損失（△）	222, 332, 166	4, 453, 621
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1, 068, 043	639, 440
期首剩余金又は期首次損金（△）	\triangle 7, 231, 959, 844	\triangle 6, 993, 564, 546
剩余金増加額又は欠損金減少額	400, 683, 833	434, 009, 549
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	400, 683, 833	434, 009, 549
剩余金減少額又は欠損金増加額	118, 073, 673	159, 672, 554
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	118, 073, 673	159, 672, 554
分配金	265, 478, 985	257, 856, 470
期末剩余金又は期末欠損金（△）	\triangle 6, 993, 564, 546	\triangle 6, 973, 269, 840

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2023年2月10日現在	当期 2023年8月10日現在
1. 受益権の総数	10,946,609,488口	10,525,001,307口
2. 元本の欠損	6,993,564,546円	6,973,269,840円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.3611円 (3,611円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.3375円 (3,375円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自 2022年8月11日 至 2022年9月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (58,365,390円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (6,049,269,185円) 及び分配準備積立金 (1,561,298,962円) より分配対象収益は 7,668,933,537円 (1万口当たり 6,829.54円) であり、うち 44,916,120円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2022年9月13日 至 2022年10月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (58,041,328円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (6,010,096,659円) 及び分配準備積立金 (1,559,779,977円) より分配対象収益は 7,627,917,964円 (1万口当たり 6,841.71円) であり、うち 44,596,403円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2022年10月12日 至 2022年11月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (54,454,796円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,954,438,342円) 及び分配準備積立金</p>	<p>(自 2023年2月11日 至 2023年3月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (58,336,046円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,911,742,058円) 及び分配準備積立金 (1,565,064,359円) より分配対象収益は 7,535,142,463円 (1万口当たり 6,896.93円) であり、うち 43,701,303円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2023年3月11日 至 2023年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (54,637,689円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,897,733,808円) 及び分配準備積立金 (1,562,738,947円) より分配対象収益は 7,515,110,444円 (1万口当たり 6,907.26円) であり、うち 43,519,920円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2023年4月11日 至 2023年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (55,147,783円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,853,897,063円) 及び分配準備積立金</p>

(1,553,357,761円)より分配対象収益は7,562,250,899円(1万口当たり6,851.18円)であり、うち44,151,382円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2022年11月11日 至2022年12月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(56,935,934円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,950,921,709円)及び分配準備積立金(1,557,043,155円)より分配対象収益は7,564,900,798円(1万口当たり6,862.89円)であり、うち44,091,596円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2022年12月13日 至2023年1月10日)	(1,556,444,090円)より分配対象収益は7,465,488,936円(1万口当たり6,918.48円)であり、うち43,162,435円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年5月11日 至2023年6月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(55,784,012円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,835,137,371円)及び分配準備積立金(1,557,104,454円)より分配対象収益は7,448,025,837円(1万口当たり6,930.47円)であり、うち42,987,036円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年6月13日 至2023年7月10日)
計算期間末における経費控除後の配当等収益(55,769,219円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,934,411,911円)及び分配準備積立金(1,560,112,214円)より分配対象収益は7,550,293,344円(1万口当たり6,873.72円)であり、うち43,937,047円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年1月11日 至2023年2月10日)	計算期間末における経費控除後の配当等収益(53,601,076円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,759,106,848円)及び分配準備積立金(1,542,576,227円)より分配対象収益は7,355,284,151円(1万口当たり6,941.26円)であり、うち42,385,771円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年7月11日 至2023年8月10日)
計算期間末における経費控除後の配当等収益(54,386,030円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,918,823,777円)及び分配準備積立金(1,561,893,376円)より分配対象収益は7,535,103,183円(1万口当たり6,883.48円)であり、うち43,786,437円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	計算期間末における経費控除後の配当等収益(57,041,339円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,725,414,094円)及び分配準備積立金(1,538,288,795円)より分配対象収益は7,320,744,228円(1万口当たり6,955.56円)であり、うち42,100,005円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するととも	同左

	<p>に、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
期首元本額	11,391,356,370 円	10,946,609,488 円
期中追加設定元本額	184,957,852 円	245,163,632 円
期中一部解約元本額	629,704,734 円	666,771,813 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	78,073	△78,309,929
親投資信託受益証券	△4,503	△4,502
合計	73,570	△78,314,431

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年8月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikkō Asia Highway Bond Fund 4	15,311,133	2,660,523,804	
	Lion Asian Highway Bond Fund 4	3,579,007	746,985,287	
投資信託受益証券 合計		18,890,140	3,407,509,091	
親投資信託受益証券	マネーパールマザーファンド	45,026,862	44,981,835	
親投資信託受益証券 合計		45,026,862	44,981,835	
合計			3,452,490,926	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月13日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コースの2023年2月11日から2023年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コースの2023年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMP Oアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	404,959,541	114,128,012
投資信託受益証券	1,675,415,524	1,159,755,351
親投資信託受益証券	10,106,236	12,099,880
流動資産合計	2,090,481,301	1,285,983,243
資産合計	2,090,481,301	1,285,983,243
負債の部		
流動負債		
未払金	300,000,000	-
未払収益分配金	40,127,812	32,887,982
未払解約金	1,470,580	1,545,956
未払受託者報酬	36,910	33,182
未払委託者報酬	1,094,955	984,400
その他未払費用	29,861	25,955
流動負債合計	342,760,118	35,477,475
負債合計	342,760,118	35,477,475
純資産の部		
元本等		
元本	13,375,937,633	10,962,660,839
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,628,216,450	△9,712,155,071
元本等合計	1,747,721,183	1,250,505,768
純資産合計	1,747,721,183	1,250,505,768
負債純資産合計	2,090,481,301	1,285,983,243

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前 期	当 期
	自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
営業収益		
受取配当金	228,933,377	310,633,658
有価証券売買等損益	\triangle 124,660,219	\triangle 301,666,529
営業収益合計	104,273,158	8,967,129
営業費用		
支払利息	21,621	10,260
受託者報酬	187,532	224,341
委託者報酬	5,563,296	6,655,419
その他費用	126,645	163,992
営業費用合計	5,899,094	7,054,012
営業利益又は営業損失（△）	98,374,064	1,913,117
経常利益又は経常損失（△）	98,374,064	1,913,117
当期純利益又は当期純損失（△）	98,374,064	1,913,117
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,296,646	\triangle 11,733,979
期首剩余金又は期首次損金（△）	\triangle 6,890,446,547	\triangle 11,628,216,450
剩余金増加額又は欠損金減少額	706,817,139	4,773,293,418
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	706,817,139	4,773,293,418
剩余金減少額又は欠損金増加額	5,375,528,841	2,674,017,794
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	5,375,528,841	2,674,017,794
分配金	164,135,619	196,861,341
期末剩余金又は期末欠損金（△）	\triangle 11,628,216,450	\triangle 9,712,155,071

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2023年2月10日現在	当期 2023年8月10日現在
1. 受益権の総数	13,375,937,633 口	10,962,660,839 口
2. 元本の欠損	11,628,216,450 円	9,712,155,071 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.1307 円 (1,307 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.1141 円 (1,141 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 分配金の計算過程	(自 2022年8月11日 至 2022年9月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (34,248,337 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (4,618,385,278 円) 及び分配準備積立金 (866,751,079 円) より分配対象収益は 5,519,384,694 円 (1万口当たり 6,968.73 円) であり、うち 23,760,556 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2022年9月13日 至 2022年10月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (35,123,549 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (4,653,392,098 円) 及び分配準備積立金 (866,766,200 円) より分配対象収益は 5,555,281,847 円 (1万口当たり 6,983.00 円) であり、うち 23,866,264 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2022年10月12日 至 2022年11月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (35,833,602 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (4,707,338,436 円) 及び分配準備積立金	(自 2023年2月11日 至 2023年3月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (64,184,725 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (8,620,432,267 円) 及び分配準備積立金 (885,000,012 円) より分配対象収益は 9,569,617,004 円 (1万口当たり 7,057.49 円) であり、うち 40,678,434 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2023年3月11日 至 2023年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (54,247,519 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (7,238,177,917 円) 及び分配準備積立金 (748,339,789 円) より分配対象収益は 8,040,765,225 円 (1万口当たり 7,075.86 円) であり、うち 34,090,881 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2023年4月11日 至 2023年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (49,346,756 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (6,506,748,964 円) 及び分配準備積立金

(872,747,683円)より分配対象収益は5,615,919,721円(1万口当たり6,997.76円)であり、うち24,075,909円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2022年11月11日 至2022年12月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(37,097,014円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,715,388,604円)及び分配準備積立金(872,007,414円)より分配対象収益は5,624,493,032円(1万口当たり7,014.10円)であり、うち24,056,454円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2022年12月13日 至2023年1月10日)	(675,635,785円)より分配対象収益は7,231,731,505円(1万口当たり7,094.96円)であり、うち30,578,253円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2023年5月11日 至2023年6月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(51,266,351円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(6,616,529,450円)及び分配準備積立金(691,025,348円)より分配対象収益は7,358,821,149円(1万口当たり7,114.62円)であり、うち31,029,656円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2023年6月13日 至2023年7月10日)
計算期間末における経費控除後の配当等収益(36,851,368円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,705,216,860円)及び分配準備積立金(877,641,504円)より分配対象収益は6,619,709,732円(1万口当たり7,030.11円)であり、うち28,248,624円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2023年1月11日 至2023年2月10日)	計算期間末における経費控除後の配当等収益(45,919,302円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,907,001,517円)及び分配準備積立金(610,887,293円)より分配対象収益は6,563,808,112円(1万口当たり7,135.55円)であり、うち27,596,135円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (自2023年7月11日 至2023年8月10日)
計算期間末における経費控除後の配当等収益(44,705,948円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,488,981,238円)及び分配準備積立金(882,726,468円)より分配対象収益は9,416,413,654円(1万口当たり7,039.79円)であり、うち40,127,812円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	計算期間末における経費控除後の配当等収益(38,333,510円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,164,265,901円)及び分配準備積立金(625,438,454円)より分配対象収益は7,828,037,865円(1万口当たり7,140.61円)であり、うち32,887,982円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するととも	同左

	<p>に、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
期首元本額	7, 975, 230, 261 円	13, 375, 937, 633 円
期中追加設定元本額	6, 218, 032, 131 円	3, 045, 267, 157 円
期中一部解約元本額	817, 324, 759 円	5, 458, 543, 951 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△48,710,347	△42,698,917
親投資信託受益証券	△1,011	△1,211
合計	△48,711,358	△42,700,128

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年8月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia Highway Bond Fund 3	17,261,982	525,299,378	
	Lion Asian Highway Bond Fund 3	11,080,265	634,455,973	
投資信託受益証券 合計		28,342,247	1,159,755,351	
親投資信託受益証券	マネーパールマザーファンド	12,111,992	12,099,880	
親投資信託受益証券 合計		12,111,992	12,099,880	
合計			1,171,855,231	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月13日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコースの2023年2月11日から2023年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコースの2023年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S O M P O アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	90,853,254	93,700,297
投資信託受益証券	1,657,298,732	1,727,445,090
親投資信託受益証券	18,297,496	18,288,343
流動資産合計	1,766,449,482	1,839,433,730
資産合計	1,766,449,482	1,839,433,730
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,651,637	21,245,501
未払解約金	770,911	24,442,487
未払受託者報酬	50,108	51,659
未払委託者報酬	1,486,503	1,532,586
その他未払費用	30,970	36,510
流動負債合計	23,990,129	47,308,743
負債合計	23,990,129	47,308,743
純資産の部		
元本等		
元本	10,825,818,589	10,622,750,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△9,083,359,236	△8,830,625,738
元本等合計	1,742,459,353	1,792,124,987
純資産合計	1,742,459,353	1,792,124,987
負債純資産合計	1,766,449,482	1,839,433,730

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前 期	当 期
	自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
営業収益		
受取配当金	185, 306, 323	152, 454, 300
有価証券売買等損益	\triangle 21, 680, 607	70, 137, 205
営業収益合計	163, 625, 716	222, 591, 505
営業費用		
支払利息	25, 610	10, 531
受託者報酬	297, 027	295, 590
委託者報酬	8, 811, 611	8, 769, 284
その他費用	184, 731	198, 998
営業費用合計	9, 318, 979	9, 274, 403
営業利益又は営業損失（△）	154, 306, 737	213, 317, 102
経常利益又は経常損失（△）	154, 306, 737	213, 317, 102
当期純利益又は当期純損失（△）	154, 306, 737	213, 317, 102
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	883, 903	641, 804
期首剩余金又は期首次損金（△）	\triangle 9, 313, 642, 676	\triangle 9, 083, 359, 236
剩余金増加額又は欠損金減少額	436, 316, 945	400, 991, 426
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	436, 316, 945	400, 991, 426
剩余金減少額又は欠損金増加額	227, 928, 806	231, 876, 797
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	227, 928, 806	231, 876, 797
分配金	131, 527, 533	129, 056, 429
期末剩余金又は期末欠損金（△）	\triangle 9, 083, 359, 236	\triangle 8, 830, 625, 738

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2023年2月10日現在	当期 2023年8月10日現在
1. 受益権の総数	10,825,818,589口	10,622,750,725口
2. 元本の欠損	9,083,359,236円	8,830,625,738円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.1610円 (1,610円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.1687円 (1,687円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自 2022年8月11日 至 2022年9月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (35,365,453円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,649,609,159円) 及び分配準備積立金 (1,399,104,839円) より分配対象収益は 7,084,079,451円 (1万口当たり 6,413.35円) であり、うち 22,091,601円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2022年9月13日 至 2022年10月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (34,319,479円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,648,118,129円) 及び分配準備積立金 (1,405,287,685円) より分配対象収益は 7,087,725,293円 (1万口当たり 6,424.48円) であり、うち 22,064,664円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2022年10月12日 至 2022年11月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (24,355,782円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,647,188,479円) 及び分配準備積立金</p>	<p>(自 2023年2月11日 至 2023年3月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (24,995,104円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,571,974,142円) 及び分配準備積立金 (1,383,659,492円) より分配対象収益は 6,980,628,738円 (1万口当たり 6,446.98円) であり、うち 21,655,449円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2023年3月11日 至 2023年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (23,887,157円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,551,334,618円) 及び分配準備積立金 (1,375,191,054円) より分配対象収益は 6,950,412,829円 (1万口当たり 6,449.17円) であり、うち 21,554,368円 (1万口当たり 20円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2023年4月11日 至 2023年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (24,489,614円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,558,047,231円) 及び分配準備積立金</p>

(1,410,000,212円)より分配対象収益は7,081,544,473円(1万口当たり6,426.62円)であり、うち22,038,103円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2022年11月11日 至2022年12月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(25,137,270円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,617,386,783円)及び分配準備積立金(1,397,468,676円)より分配対象収益は7,039,992,729円(1万口当たり6,429.61円)であり、うち21,898,593円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2022年12月13日 至2023年1月10日)	(1,372,310,929円)より分配対象収益は6,954,847,774円(1万口当たり6,451.91円)であり、うち21,558,949円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2023年5月11日 至2023年6月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(24,986,915円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,555,282,477円)及び分配準備積立金(1,367,702,015円)より分配対象収益は6,947,971,407円(1万口当たり6,455.16円)であり、うち21,526,832円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2023年6月13日 至2023年7月10日)
計算期間末における経費控除後の配当等収益(24,443,313円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,593,500,157円)及び分配準備積立金(1,387,589,858円)より分配対象収益は7,005,533,328円(1万口当たり6,432.11円)であり、うち21,782,935円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2023年1月11日 至2023年2月10日)	計算期間末における経費控除後の配当等収益(23,877,306円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,559,698,958円)及び分配準備積立金(1,363,082,089円)より分配対象収益は6,946,658,353円(1万口当たり6,457.38円)であり、うち21,515,330円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 (自2023年7月11日 至2023年8月10日)
計算期間末における経費控除後の配当等収益(34,331,688円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,565,526,784円)及び分配準備積立金(1,376,172,832円)より分配対象収益は6,976,031,304円(1万口当たり6,443.86円)であり、うち21,651,637円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	計算期間末における経費控除後の配当等収益(23,756,239円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,495,991,361円)及び分配準備積立金(1,342,394,649円)より分配対象収益は6,862,142,249円(1万口当たり6,459.84円)であり、うち21,245,501円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するととも	同左

	<p>に、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
期首元本額	11,073,688,021 円	10,825,818,589 円
期中追加設定元本額	272,025,659 円	278,303,914 円
期中一部解約元本額	519,895,091 円	481,371,778 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△6,991,211	△19,564,877
親投資信託受益証券	△1,831	△1,831
合計	△6,993,042	△19,566,708

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年8月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia Highway Bond Fund 2	14,912,382	1,006,198,108	
	Lion Asian Highway Bond Fund 2	10,496,667	721,246,982	
投資信託受益証券 合計		25,409,049	1,727,445,090	
親投資信託受益証券	マネーパールマザーファンド	18,306,650	18,288,343	
親投資信託受益証券 合計		18,306,650	18,288,343	
合計			1,745,733,433	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月13日

SOMP Oアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの2023年2月11日から2023年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの2023年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMP Oアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 858, 086	2, 780, 356
投資信託受益証券	73, 786, 632	70, 727, 914
親投資信託受益証券	660, 443	660, 113
流動資産合計	<u>76, 305, 161</u>	<u>74, 168, 383</u>
資産合計	76, 305, 161	74, 168, 383
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	425, 605	417, 776
未払受託者報酬	2, 110	2, 046
未払委託者報酬	62, 681	60, 706
その他未払費用	1, 263	1, 408
流動負債合計	<u>491, 659</u>	<u>481, 936</u>
負債合計	491, 659	481, 936
純資産の部		
元本等		
元本	106, 401, 421	104, 444, 061
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30, 587, 919	△30, 757, 614
元本等合計	<u>75, 813, 502</u>	<u>73, 686, 447</u>
純資産合計	75, 813, 502	73, 686, 447
負債純資産合計	76, 305, 161	74, 168, 383

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前 期	当 期
	自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
営業収益		
受取配当金	3,294,222	3,311,289
有価証券売買等損益	2,635,650	△1,059,048
営業収益合計	5,929,872	2,252,241
営業費用		
支払利息	1,026	349
受託者報酬	12,541	12,297
委託者報酬	372,143	364,758
その他費用	15,079	7,935
営業費用合計	400,789	385,339
営業利益又は営業損失（△）	5,529,083	1,866,902
経常利益又は経常損失（△）	5,529,083	1,866,902
当期純利益又は当期純損失（△）	5,529,083	1,866,902
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△19,181	89,030
期首剩余金又は期首次損金（△）	△33,431,221	△30,587,919
剩余金増加額又は欠損金減少額	410,828	2,288,627
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	410,828	2,288,627
剩余金減少額又は欠損金増加額	557,250	1,691,656
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	557,250	1,691,656
分配金	2,558,540	2,544,538
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△30,587,919	△30,757,614

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2023年2月10日現在	当期 2023年8月10日現在
1. 受益権の総数	106,401,421口	104,444,061口
2. 元本の欠損	30,587,919円	30,757,614円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.7125円 (7,125円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.7055円 (7,055円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 分配金の計算過程	(自 2022年8月11日 至 2022年9月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (534,648円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (20,828,592円) 及び分配準備積立金 (5,009,913円) より分配対象収益は 26,373,153円 (1万口当たり 2,478.89円) であり、うち 425,561円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2022年9月13日 至 2022年10月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (476,630円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (20,882,991円) 及び分配準備積立金 (5,119,000円) より分配対象収益は 26,478,621円 (1万口当たり 2,483.58円) であり、うち 426,453円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2022年10月12日 至 2022年11月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (477,450円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (20,939,091円) 及び分配準備積立金	(自 2023年2月11日 至 2023年3月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (539,419円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (20,956,642円) 及び分配準備積立金 (5,443,520円) より分配対象収益は 26,939,581円 (1万口当たり 2,526.06円) であり、うち 426,584円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2023年3月11日 至 2023年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (491,519円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (21,007,921円) 及び分配準備積立金 (5,554,978円) より分配対象収益は 27,054,418円 (1万口当たり 2,532.06円) であり、うち 427,386円 (1万口当たり 40円) を分配金額としております。 (自 2023年4月11日 至 2023年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (485,264円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (20,616,039円) 及び分配準備積立金

(5,169,177円)より分配対象収益は26,585,718円(1万口当たり2,488.27円)であり、うち427,372円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2022年11月11日 至2022年12月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(544,364円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(21,033,820円)及び分配準備積立金(5,219,255円)より分配対象収益は26,797,439円(1万口当たり2,499.05円)であり、うち428,919円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2022年12月13日 至2023年1月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(531,199円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,835,893円)及び分配準備積立金(5,271,718円)より分配対象収益は26,638,810円(1万口当たり2,509.34円)であり、うち424,630円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年1月11日 至2023年2月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(490,838円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,896,066円)及び分配準備積立金(5,378,287円)より分配対象収益は26,765,191円(1万口当たり2,515.47円)であり、うち425,605円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(5,503,127円)より分配対象収益は26,604,430円(1万口当たり2,538.79円)であり、うち419,161円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年5月11日 至2023年6月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(537,635円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(21,724,026円)及び分配準備積立金(5,569,230円)より分配対象収益は27,830,891円(1万口当たり2,548.02円)であり、うち436,898円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年6月13日 至2023年7月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(494,745円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,734,721円)及び分配準備積立金(5,403,744円)より分配対象収益は26,633,210円(1万口当たり2,556.36円)であり、うち416,733円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 (自2023年7月11日 至2023年8月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(485,891円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,800,863円)及び分配準備積立金(5,481,227円)より分配対象収益は26,767,981円(1万口当たり2,562.88円)であり、うち417,776円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
---	--

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するととも	同左

	<p>に、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
期首元本額	105,914,994 円	106,401,421 円
期中追加設定元本額	1,862,346 円	5,689,660 円
期中一部解約元本額	1,375,919 円	7,647,020 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△40,084	78,345
親投資信託受益証券	△66	△66
合計	△40,150	78,279

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年8月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 5	59,790	32,760,738	
	Lion Asian High Yield Bond Fund 5	60,554	37,967,176	
投資信託受益証券 合計		120,344	70,727,914	
親投資信託受益証券	マネーパールマザーファンド	660,774	660,113	
親投資信託受益証券 合計		660,774	660,113	
合計			71,388,027	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月13日

SOMP Oアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コースの2023年2月11日から2023年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コースの2023年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMP Oアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3, 851, 408	4, 247, 622
投資信託受益証券	125, 801, 199	108, 953, 397
親投資信託受益証券	1, 545, 349	1, 544, 576
流動資産合計	131, 197, 956	114, 745, 595
資産合計	131, 197, 956	114, 745, 595
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	909, 864	905, 016
未払解約金	-	209, 744
未払受託者報酬	3, 672	3, 219
未払委託者報酬	108, 842	95, 517
その他未払費用	2, 252	2, 100
流動負債合計	1, 024, 630	1, 215, 596
負債合計	1, 024, 630	1, 215, 596
純資産の部		
元本等		
元本	303, 288, 221	301, 672, 117
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△173, 114, 895	△188, 142, 118
元本等合計	130, 173, 326	113, 529, 999
純資産合計	130, 173, 326	113, 529, 999
負債純資産合計	131, 197, 956	114, 745, 595

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前 期	当 期
	自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
営業収益		
受取配当金	6,778,629	6,882,439
有価証券売買等損益	3,900,878	△16,848,575
営業収益合計	10,679,507	△9,966,136
営業費用		
支払利息	1,240	482
受託者報酬	20,947	19,879
委託者報酬	621,118	589,818
その他費用	19,935	12,793
営業費用合計	663,240	622,972
営業利益又は営業損失（△）	10,016,267	△10,589,108
経常利益又は経常損失（△）	10,016,267	△10,589,108
当期純利益又は当期純損失（△）	10,016,267	△10,589,108
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△30,043	△17,878
期首剩余金又は期首次損金（△）	△182,074,109	△173,114,895
剩余金増加額又は欠損金減少額	9,649,372	5,973,693
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	9,649,372	5,973,693
剩余金減少額又は欠損金増加額	5,261,237	4,976,378
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	5,261,237	4,976,378
分配金	5,475,231	5,453,308
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△173,114,895	△188,142,118

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2023年2月10日現在	当期 2023年8月10日現在
1. 受益権の総数	303,288,221 口	301,672,117 口
2. 元本の欠損	173,114,895 円	188,142,118 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.4292 円 (4,292 円)	1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.3763 円 (3,763 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自 2022年8月11日 至 2022年9月12日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,099,565 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (71,945,177 円) 及び分配準備積立金 (37,728,403 円) より分配対象収益は 110,773,145 円 (1万口当たり 3,615.07 円) であり、うち 919,255 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2022年9月13日 至 2022年10月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,035,410 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,178,330 円) 及び分配準備積立金 (37,855,755 円) より分配対象収益は 111,069,495 円 (1万口当たり 3,618.83 円) であり、うち 920,758 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2022年10月12日 至 2022年11月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,035,573 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (71,511,370 円) 及び分配準備積立金</p>	<p>(自 2023年2月11日 至 2023年3月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,017,319 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,602,374 円) 及び分配準備積立金 (37,306,410 円) より分配対象収益は 110,926,103 円 (1万口当たり 3,643.31 円) であり、うち 913,393 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2023年3月11日 至 2023年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,174,320 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (73,045,850 円) 及び分配準備積立金 (37,410,336 円) より分配対象収益は 111,630,506 円 (1万口当たり 3,651.71 円) であり、うち 917,075 円 (1万口当たり 30 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2023年4月11日 至 2023年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,013,938 円) (本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,346,181 円) 及び分配準備積立金</p>

(37,299,002 円) より分配対象収益は 109,845,945 円 (1 万口当たり 3,623.20 円) であり、うち 909,514 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2022 年 11 月 11 日 至 2022 年 12 月 12 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,108,722 円) (本ファンドに帰属すべき親 投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (71,665,861 円) 及び分配準備積立金 (37,279,978 円) より分配対象収益は 110,054,561 円 (1 万口当たり 3,629.81 円) であり、うち 909,584 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2022 年 12 月 13 日 至 2023 年 1 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,097,655 円) (本ファンドに帰属すべき親 投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (71,715,080 円) 及び分配準備積立金 (37,035,071 円) より分配対象収益は 109,847,806 円 (1 万口当たり 3,636.30 円) であり、うち 906,256 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 2 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,018,314 円) (本ファンドに帰属すべき親 投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,177,776 円) 及び分配準備積立金 (37,197,960 円) より分配対象収益は 110,394,050 円 (1 万口当たり 3,639.89 円) であり、うち 909,864 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。	(37,100,596 円) より分配対象収益は 110,460,715 円 (1 万口当たり 3,655.46 円) であり、うち 906,536 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2023 年 5 月 11 日 至 2023 年 6 月 12 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,008,732 円) (本ファンドに帰属すべき親 投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,815,814 円) 及び分配準備積立金 (37,114,403 円) より分配対象収益は 110,938,949 円 (1 万口当たり 3,658.76 円) であり、うち 909,640 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2023 年 6 月 13 日 至 2023 年 7 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,026,322 円) (本ファンドに帰属すべき親 投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,330,245 円) 及び分配準備積立金 (36,736,957 円) より分配対象収益は 110,093,524 円 (1 万口当たり 3,663.06 円) であり、うち 901,648 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。 (自 2023 年 7 月 11 日 至 2023 年 8 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益 (1,016,766 円) (本ファンドに帰属すべき親 投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (72,807,665 円) 及び分配準備積立金 (36,793,137 円) より分配対象収益は 110,617,568 円 (1 万口当たり 3,666.80 円) であり、うち 905,016 円 (1 万口当たり 30 円) を分配金額としております。
---	--

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 2022 年 8 月 11 日 至 2023 年 2 月 10 日	当 期 自 2023 年 2 月 11 日 至 2023 年 8 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信 託約款に基づき金融商品を投資として運 用することを目的としております。 (1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。当ファンドが 保有する有価証券の詳細は（有価証券に 関する注記）に記載しております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品 に係るリスク	(2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融 商品は、市場リスク（価格変動、為替変 動、金利変動等）、信用リスク、流動性リ スクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクに ついて運用部門が自ら確認するととも	同左

	<p>に、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	前 期 自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	当 期 自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
期首元本額	310,625,566 円	303,288,221 円
期中追加設定元本額	8,894,442 円	8,323,693 円
期中一部解約元本額	16,231,787 円	9,939,797 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 2023年2月10日現在	当 期 2023年8月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	152,053	△1,501,338
親投資信託受益証券	△155	△155
合計	151,898	△1,501,493

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年8月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikkō Asia Highway Bond Fund 1	311,553	57,744,254	
	Lion Asian Highway Bond Fund 1	165,463	51,209,143	
投資信託受益証券 合計		477,016	108,953,397	
親投資信託受益証券	マネーパールマザーファンド	1,546,123	1,544,576	
親投資信託受益証券 合計		1,546,123	1,544,576	
合計			110,497,973	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース／高金利通貨コース／ブラジルレアルコース／米ドルコース／日本円コースの主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネーポールマザーファンド

貸借対照表

	2023年2月10日現在	2023年8月10日現在
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	85,214,960	88,609,782
流動資産合計	85,214,960	88,609,782
資産合計	85,214,960	88,609,782
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	4,675	8,403
流動負債合計	4,675	8,403
負債合計	4,675	8,403
純資産の部		
元本等		
元本	85,251,512	88,693,161
剩余金		
剩余金又は欠損金(△)	△41,227	△91,782
元本等合計	85,210,285	88,601,379
純資産合計	85,210,285	88,601,379
負債純資産合計	85,214,960	88,609,782

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2023年2月10日現在	2023年8月10日現在
1. 受益権の総数	85,251,512口	88,693,161口
2. 元本の欠損	41,227円	91,782円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9995円 (9,995円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9990円 (9,990円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異	同左

なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年2月10日現在	2023年8月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年2月10日現在	2023年8月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2022年8月11日 至 2023年2月10日	自 2023年2月11日 至 2023年8月10日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	87,671,963 円	85,251,512 円
同期中追加設定元本額	360,115 円	10,176,702 円
同期中一部解約元本額	2,780,566 円	6,735,053 円
元本の内訳*		
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース	45,026,862 円	45,026,862 円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース	10,111,292 円	12,111,992 円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース	18,306,650 円	18,306,650 円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース	1,546,123 円	1,546,123 円
日米4資産スマートバランス	6,964,783 円	7,565,281 円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース	660,774 円	660,774 円
日米4資産スマートバランス (DC年金)	2,635,028 円	3,475,479 円
計	85,251,512 円	88,693,161 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

N i k k o A M A s i a I n v e s t m e n t S e r i e s - N i k k o A M A s i a H i g h Y i e
l d B o n d F u n d

(1) 貸借対照表

2022年12月31日現在
アメリカドル

資産

流動資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	33,870,165
現金及び現金同等物	389,507
資産合計	34,259,672

負債

流動負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	7,418
外貨借越	656
未払費用及びその他未払金	141,375
受入担保金	-
負債合計（償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）	149,449

償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産（仲値）

34,110,223

償還可能受益証券クラス当たりの純資産額（仲値）

クラス1	(311,553口)	498,714
クラス2	(15,149,304口)	7,332,123
クラス3	(11,348,080口)	3,770,826
クラス4	(15,736,634口)	22,254,127
クラス5	(61,566口)	254,433
		34,110,223

(1) 貸借対照表

	2022年12月31日現在 アメリカドル
資産	
流動資産	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	12,757,896
差入証拠金	1,850,000
現金及び現金同等物	<u>1,383,052</u>
資産合計	<u>15,990,948</u>
負債	
流動負債	
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	30,079
その他未払金	<u>73,398</u>
負債合計 (償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く)	<u>103,477</u>
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	<u>15,887,471</u>

(1口当たりの純資産額)

	クラス1 口数	クラス2 口数	クラス3 口数	クラス4 口数	クラス5 口数
2022年12月31日現在					
期首発行済み口数	168,795	9,586,603	6,167,451	3,579,007	56,413
期中追加発行口数	-	1,140,151	1,847,921	-	10,874
期中解約口数	(3,332)	-	(493,910)	-	(5,148)
期末発行済み口数	<u>165,463</u>	<u>10,726,754</u>	<u>7,521,462</u>	<u>3,579,007</u>	<u>62,139</u>
 クラス1 アメリカドル					
受益証券の保有者に帰属 する純資産					
432,515					
5,315,270					
3,914,442					
5,933,987					
291,257					
1口当たりの純資産額	<u>2.614</u>	<u>0.496</u>	<u>0.520</u>	<u>1.658</u>	<u>4.687</u>

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

2023年8月31日現在

I 資産総額	3,533,716,906円
II 負債総額	12,429,461円

III 純資産総額 (I - II)	3,521,287,445円
IV 発行済数量	10,503,488,549口
V 1単位当たりの純資産額 (III/IV)	0.3352円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

2023年8月31日現在

I 資産総額	1,294,794,099円
II 負債総額	9,463,730円
III 純資産総額 (I - II)	1,285,330,369円
IV 発行済数量	11,019,188,617口
V 1単位当たりの純資産額 (III/IV)	0.1166円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

2023年8月31日現在

I 資産総額	1,814,743,877円
II 負債総額	6,252,997円
III 純資産総額 (I - II)	1,808,490,880円
IV 発行済数量	10,611,918,668口
V 1単位当たりの純資産額 (III/IV)	0.1704円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

2023年8月31日現在

I 資産総額	73,884,863円
II 負債総額	43,849円
III 純資産総額 (I - II)	73,841,014円
IV 発行済数量	104,688,095口
V 1単位当たりの純資産額 (III/IV)	0.7053円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

2023年8月31日現在

I 資産総額	111,283,313円
II 負債総額	66,409円
III 純資産総額 (I - II)	111,216,904円
IV 発行済数量	302,290,040口
V 1単位当たりの純資産額 (III/IV)	0.3679円

(参考) マネープールマザーファンド

2023年8月31日現在

I 資産総額	85,130,328円
II 負債総額	6,436円

III 純資産総額 (I - II)	85,123,892円
IV 発行済数量	85,217,682口
V 1単位当たりの純資産額 (III/IV)	0.9989円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2023年8月末現在)

資本金の額	1,550 百万円
会社が発行する株式の総数	50,000 株
発行済株式総数	24,085 株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2023年8月末現在)

① 会社の意思決定機構

定款に基づき 10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

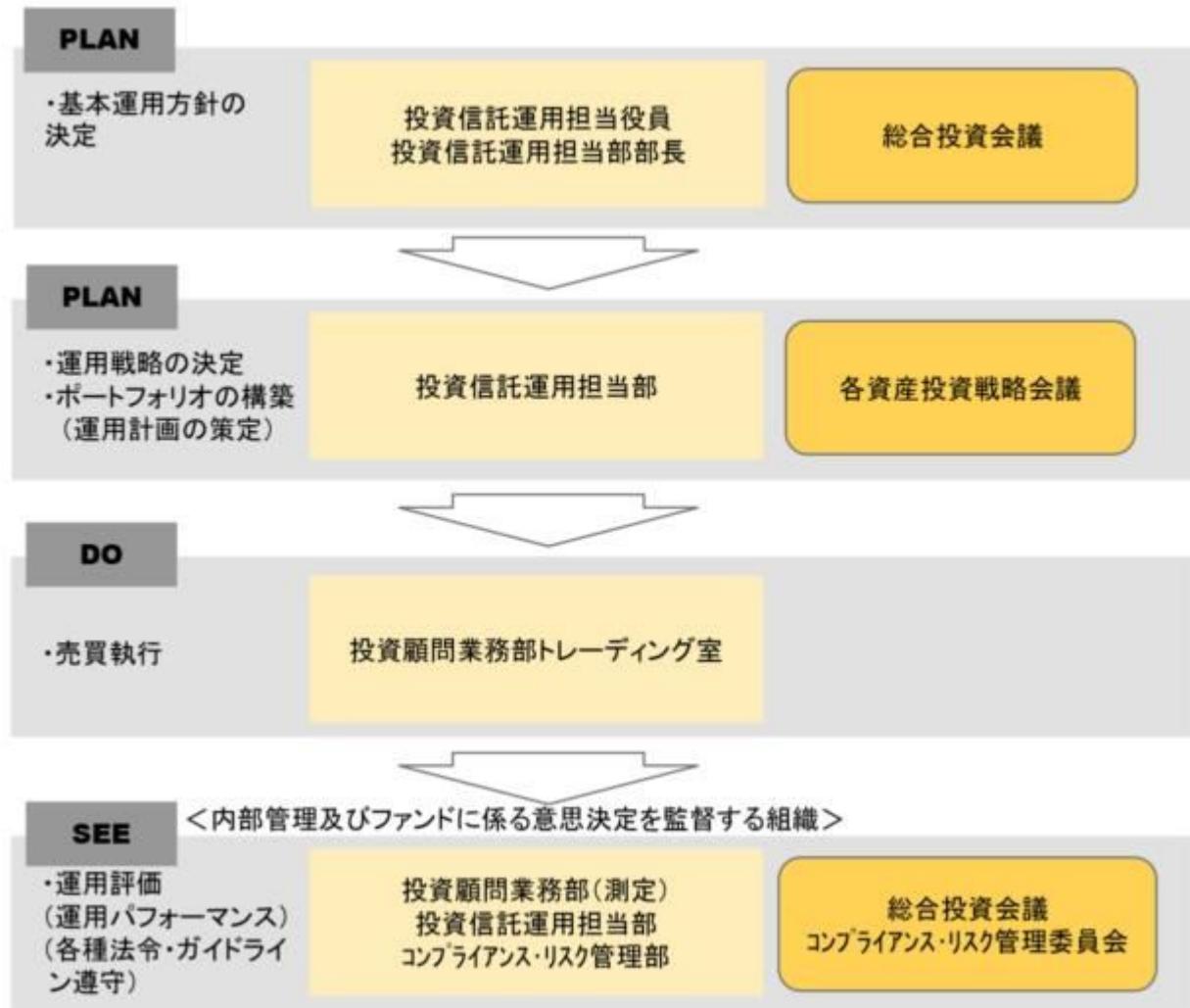
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は 2023 年 8 月末現在、計 292 本（追加型株式投資信託 163 本、単位型株式投資信託 86 本、単位型公社債投資信託 43 本）であり、その純資産総額の合計は 1,853,376 百万円です。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるSOMP Oアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林弘幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金		3,870,549		3,546,171	
2 前払費用		102,011		101,203	
3 未収委託者報酬		1,137,463		1,194,368	
4 未収運用受託報酬		1,220,102		2,618,849	
5 その他		6,676		3,043	
流動資産合計		6,336,803		7,463,635	
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	※1	12,438		8,078	
(2) 器具備品	※1	97,847		73,225	
有形固定資産合計		110,285		81,304	
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権		4,535		4,535	
無形固定資産合計		4,535		4,535	
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		551,730		658,124	
(2) 長期差入保証金		173,961		173,961	
(3) 繰延税金資産		369,976		348,349	
(4) その他		32		32	
投資その他の資産合計		1,095,700		1,180,467	
固定資産合計		1,210,521		1,266,307	
資産合計		7,547,325		8,729,943	

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金		6,032		7,771	
2 未払金					
(1) 未払配当金	※2	700,000		770,000	
(2) 未払手数料		421,565		460,087	
(3) その他未払金	※2	526,525	1,648,091	141,725	1,371,812
3 未払費用		1,048,260		1,873,823	
4 未払消費税等		191,700		214,504	
5 未払法人税等		118,353		262,245	
6 賞与引当金		171,866		205,460	
7 役員賞与引当金		6,600		6,600	
流動負債合計		3,190,904		3,942,217	
II 固定負債					
1 退職給付引当金		208,284		245,172	
2 資産除去債務		9,265		9,422	
固定負債合計		217,549		254,594	
負債合計		3,408,454		4,196,812	
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		1,550,000		1,550,000	
2 資本剰余金		413,280		413,280	
(1) 資本準備金					
資本剰余金合計		413,280		413,280	
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金		2,129,605		2,544,383	
繰越利益剰余金					
利益剰余金合計		2,129,605		2,544,383	
株主資本合計		4,092,885		4,507,664	
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		45,985		25,466	
評価・換算差額等合計		45,985		25,466	
純資産合計		4,138,870		4,533,130	
負債・純資産合計		7,547,325		8,729,943	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬		6,276,724		6,268,013	
2 運用受託報酬		4,403,451	10,680,175	5,283,477	11,551,491
II 営業費用					
1 支払手数料		2,660,547		2,600,324	
2 広告宣伝費		27,018		25,984	
3 公告費		200		200	
4 調査費		2,998,033		3,945,034	
(1) 調査費		982,738		1,032,243	
(2) 委託調査費		2,012,478		2,909,783	
(3) 図書費		2,815		3,007	
5 営業雑経費		128,682		149,447	
(1) 通信費		13,042		13,489	
(2) 印刷費		97,704		115,724	
(3) 諸会費		17,935	5,814,481	20,233	6,720,990
III 一般管理費					
1 給料		1,654,831		1,754,897	
(1) 役員報酬		57,475		59,540	
(2) 給料・手当		1,373,956		1,460,378	
(3) 賞与		223,399		234,978	
2 福利厚生費		207,945		231,703	
3 交際費		7,538		10,365	
4 寄付金		300		1,300	
5 旅費交通費		6,738		29,102	
6 法人事業税		56,077		53,595	
7 租税公課		30,211		26,705	
8 不動産賃借料		220,595		221,573	
9 退職給付費用		79,199		87,487	
10 賞与引当金繰入		171,866		205,460	
11 役員賞与引当金繰入		6,600		6,600	
12 固定資産減価償却費		37,983		39,296	
13 諸経費		428,184	2,908,072	437,986	3,106,075
営業利益			1,957,622		1,724,425
IV 営業外収益					
1 受取配当金		626		8,687	
2 受取利息		0		0	
3 有価証券売却益		7,179		—	
4 有価証券償還益		1,198		3,726	
5 為替差益		10,426		11,910	
6 保険配当金		467		621	
7 雜益		1,537	21,434	2,493	27,439
V 営業外費用					
1 事務過誤費		—		9,164	
2 雜損		363		394	
3 債権回収損		5,471	5,835	—	9,558
経常利益			1,973,220		1,742,306
VI 特別損失					
1 有価証券評価損		—		4,032	
2 固定資産除却損	※1	0	0	—	4,032

税引前当期純利益		1,973,220		1,738,274
法人税・住民税及び事業税		617,244		522,813
法人税等調整額		△ 3,808		30,682
当期純利益		1,359,783		1,184,778

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	1,469,821	1,469,821	3,433,101
当期変動額						
剰余金の配当				△ 700,000	△ 700,000	△ 700,000
当期純利益				1,359,783	1,359,783	1,359,783
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	659,783	659,783	659,783
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	41,732	41,732	3,474,834
当期変動額			
剰余金の配当			△ 700,000
当期純利益			1,359,783
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,252	4,252	4,252
当期変動額合計	4,252	4,252	664,036
当期末残高	45,985	45,985	4,138,870

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885
当期変動額						
剰余金の配当				△ 770,000	△ 770,000	△ 770,000
当期純利益				1,184,778	1,184,778	1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	414,778	414,778	414,778
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当期変動額			
剰余金の配当			△ 770,000
当期純利益			1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△20,518	△20,518	△20,518
当期変動額合計	△20,518	△20,518	394,259
当期末残高	25,466	25,466	4,533,130

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15 年

器具備品 2~20 年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	99,675	104,035
器具備品	108,702	143,638

※2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金		
未払配当金	700,000	770,000
その他未払金	345,346	—

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
器具備品	0	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085 株	—株	—株	24,085 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 取締役会	普通 株式	700,000 千円	29,063 円	—	2022年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085 株	—株	—株	24,085 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日

2023年3月30日 取締役会	普通 株式	770,000千円	31,970円	—	2023年3月31日
--------------------	----------	-----------	---------	---	------------

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）	550,980	550,980	—
資産計	550,980	550,980	—

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）	657,374	657,374	—
資産計	657,374	657,374	—

(※1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非上場株式	750	750

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,870,414	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,137,463	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	1,220,102	—	—	—
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	44,728	201,061	32,679	272,511
合計	6,272,708	201,061	32,679	272,511

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,546,149	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,194,368	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,618,849	—	—	—
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	147,960	90,026	150,462	268,926
合計	7,507,327	90,026	150,462	268,926

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	370,250	180,730	550,980
資産計	—	370,250	180,730	550,980

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	462,624	194,750	657,374
資産計	—	462,624	194,750	657,374

(2) 期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	240,805	240,805
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	—	—
その他有価証券評価差額金	1,012	1,012
購入、売却、発行及び決済		
購入	—	—
売却	△61,087	△61,087
発行	—	—
決済	—	—
レベル3 の時価への振替	—	—
レベル3 の時価からの振替	—	—
当事業年度末残高	180,730	180,730
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	—	—

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	—	—
その他有価証券評価差額金	14,020	14,020
購入、売却、発行及び決済		
購入	—	—
売却	—	—
発行	—	—
決済	—	—
レベル3 の時価への振替	—	—
レベル3 の時価からの振替	—	—

当事業年度末残高	194,750	194,750
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	—	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	473,762	404,700	69,062
	小計	473,762	404,700	69,062
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	77,218	80,000	△2,782
	小計	77,218	80,000	△2,782
合計		550,980	484,700	66,280

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	371,165	294,700	76,465
	小計	371,165	294,700	76,465
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	286,209	330,000	△43,790
	小計	286,209	330,000	△43,790

	小計	286,209	330,000	△43,790
合計		657,374	624,700	32,674

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） (単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	117,179	7,179	—
合計	117,179	7,179	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） (単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	—	—	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	177,918	208,284
退職給付費用	34,032	37,940
退職給付の支払額	△ 3,666	△ 1,052
退職給付引当金の期末残高	208,284	245,172

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	208,284	245,172
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,284	245,172
退職給付引当金	208,284	245,172
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,284	245,172

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	34,032	37,940

3. 確定拠出制度

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額	37,490	41,080

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	221,681	176,793
退職給付引当金	63,776	75,071
賞与引当金	52,625	62,912
繰延資産損金算入限度超過額	20,401	21,910
未払事業税	25,882	15,571
未払金否認	6,551	7,604
その他	5,629	7,100
繰延税金資産 小計	396,548	366,961
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 2,933	△ 4,119
評価性引当額 小計	△ 2,933	△ 4,119
繰延税金資産 合計	393,615	362,842
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 20,295	△ 11,240
株式譲渡損益	△ 3,031	△ 3,031
固定資産除去価額	△ 313	△ 222
繰延税金負債 合計	△ 23,639	△ 14,493
繰延税金資産の純額	369,976	348,349

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 0.2%~1.8% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
期首残高	9,111	9,265
取得 時の経過による調整額	— 154	— 157
期末残高	9,265	9,422

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
投資信託事業 (基本報酬)	6,264,774	6,264,984
投資信託事業 (成功報酬)	11,950	3,029
投資顧問事業 (基本報酬)	3,421,061	2,834,396
投資顧問事業 (成功報酬)	982,389	2,449,080
合計	10,680,175	11,551,491

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、投資運用事業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位 : 千円)

日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
9,517,226	543,068	371,551	203,473	44,855	10,680,175

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10% を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えており、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えており、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,064,709

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区	1,000	経営管理	直接 100%	連結納税	連結納税に伴う支払い	493,587	未払金（注1）	345,346

注1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）連結納税制度による連結法人税等の支払予定額であります。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	625,470	未払手数料	147,871
同一の親会社を持つ会社	SOMP Oひまわり生命保険株	東京都新宿区	172	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り（注2）	178,392	未収運用受託報酬	97,841

	式会 社							
--	---------	--	--	--	--	--	--	--

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的な取引条件によっております。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては、一般的な取引条件によっております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注1)	677,364	未払手数料	168,088
同一の親会社を持つ会社	SOMPOMIHIマワリ生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り (注2)	176,500	未収運用受託報酬	96,493

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的な取引条件によっております。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては、一般的な取引条件によっております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SOMPOMIHIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1) 株当たり情報

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額（円）	171,844.33	188,213.85
1株当たり当期純利益金額（円）	56,457.70	49,191.55

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益（千円）	1,359,783	1,184,778
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,359,783	1,184,778
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

2. 運用方針

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス4）」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス4）」および「マネープールマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- ② 原則として、「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス4）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス4）」への投資比率は高位を維持することを基本とします。「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス4）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス4）」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SOMPOアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金733,039,834円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年8月10日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については733,039,834口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

④ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8

項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借り入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混藏寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は

資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年9月30日から平成23年11月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、

その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の責務】

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者で別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、当該受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 債還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。

- ⑦ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関への委任】

第36条 委託者の自らの募集にかかる受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1円または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督

官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sompo-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 23 年 9 月 30 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

(付 表)

1. 別に定める投資信託証券

約款第 12 条第 8 項、第 16 条第 1 項、第 35 条第 5 項および第 38 条第 6 項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

外国籍投資信託「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 4）」

外国籍投資信託「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 4）」

親投資信託「マネーパールマザーファンド」

2. 別に定める各信託

約款第 40 条第 1 項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース」

追加型証券投資信託

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

2. 運用方針

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス3）」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス3）」および「マネーパーラマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- ② 原則として、「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス3）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス3）」への投資比率は高位を維持することを基本とします。「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス3）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス3）」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SOMP Oアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金36,949,253円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年8月10日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については36,949,253口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

④ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8

項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混藏寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は

資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年9月30日から平成23年11月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、

その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の責務】

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者で別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、当該受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 債還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。

- ⑦ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関への委任】

第36条 委託者の自らの募集にかかる受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1円または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督

官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sompo-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 23 年 9 月 30 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

(付 表)

1. 別に定める投資信託証券

約款第 12 条第 8 項、第 16 条第 1 項、第 35 条第 5 項および第 38 条第 6 項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

外国籍投資信託「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (クラス 3)」

外国籍投資信託「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (クラス 3)」

親投資信託「マネーパールマザーファンド」

2. 別に定める各信託

約款第 40 条第 1 項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース」

追加型証券投資信託

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

2. 運用方針

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス2）」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス2）」および「マネーパーラマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- ② 原則として、「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス2）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス2）」への投資比率は高位を維持することを基本とします。「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス2）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス2）」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SOMP Oアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金237,909,907円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年8月10日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については237,909,907口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

- ② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

- ④ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取

引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年9月30日から平成23年11月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部

を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあたるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者で別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、当該受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 債還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信

託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関への委任】

第36条 委託者の自らの募集にかかる受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1円または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデータや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなつた場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなつた場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 23 年 9 月 30 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

(付 表)

1. 別に定める投資信託証券

約款第 12 条第 8 項、第 16 条第 1 項、第 35 条第 5 項および第 38 条第 6 項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

外国籍投資信託「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 2）」

外国籍投資信託「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 2）」

親投資信託「マネーパールマザーファンド」

2. 別に定める各信託

約款第 40 条第 1 項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース」

追加型証券投資信託

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

2. 運用方針

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」および「マネーパーラマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- ② 原則として、「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」への投資比率は高位を維持することを基本とします。「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、SOMP Oアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、金102,844,793円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年8月10日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については102,844,793口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

④ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8

項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借り入れ)に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混藏寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は

資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成26年5月23日から平成26年7月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、

その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の責務】

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者で別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、当該受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 債還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該債権に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。

- ⑦ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受

益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関への委任】

第36条 委託者の自らの募集にかかる受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1円または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終

了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委

託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 5 月 23 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

(付 表)

1. 別に定める投資信託証券

約款第 12 条第 8 項、第 16 条第 1 項、第 35 条第 5 項および第 38 条第 6 項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

外国籍投資信託「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 5）」

外国籍投資信託「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 5）」

親投資信託「マネーパールマザーファンド」

2. 別に定める各信託

約款第 40 条第 1 項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース」

追加型証券投資信託

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

2. 運用方針

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス1）」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス1）」および「マネープールマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- ② 原則として、「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス1）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス1）」への投資比率は高位を維持することを基本とします。「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス1）」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス1）」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- ③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SOMP Oアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金137,141,265円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年8月10日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については137,141,265口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

- ② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

- ④ 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取

引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年9月30日から平成23年11月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部

を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあたるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者で別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、当該受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 債還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするのと引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、債還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信

託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関への委任】

第36条 委託者の自らの募集にかかる受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1円または1口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデータや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなつた場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなつた場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 23 年 9 月 30 日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

(付 表)

1. 別に定める投資信託証券

約款第 12 条第 8 項、第 16 条第 1 項、第 35 条第 5 項および第 38 条第 6 項の「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

外国籍投資信託「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 1）」

外国籍投資信託「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス 1）」

親投資信託「マネーパールマザーファンド」

2. 別に定める各信託

約款第 40 条第 1 項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース」

追加型証券投資信託「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース」

親投資信託

マネープールマザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 15 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債等に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ② 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利子等収益の確保をはかり、あわせてコール・ローン等で運用を行うことで流動性の確保をはかります。
- ③ 資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第 20 条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第 21 条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10 %、合計で 20 % 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
マネーパールマザーファンド

約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、SOMPOアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項、第2項および第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金11,440,000円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項および第2項、第41条第1項、第42条第1項または第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、第38条、第40条および第46条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするSOMPOアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については11,440,000口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出】

- 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
 - ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
 - ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
 - ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
 - ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をしたときににおいて、無効となります。
 - ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

- 第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第12条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形

【運用の指図範囲】

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第23条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第23条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行

為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第23条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第23条の3 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混藏寄託】

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年8月11日から翌年8月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年9月30日から平成24年8月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託

者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を收受しません。

【収益の留保】

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第36条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があります。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第46条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sompo-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年9月30日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋二丁目2番16号
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行